

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎報告

○議長（森 温繁君） ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

○事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

発議第2号。

平成19年3月14日、下田市議会議長、森 温繁様。

なお、提出者と賛成者の敬称は略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、小林弘次、賛成者、下田市議会議員、沢登英信。

下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

次に、発議第3号。

平成19年3月14日、下田市議会議長、森 温繁様。

なお、提出者と賛成者の敬称は略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、小林弘次、賛成者、下田市議会議員、沢登英信。

石井市長の責任を問う決議。

上記の議案を別紙のとおり下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまから議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

午前10時 2分休憩

午前10時13分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（森 温繁君） 本日、地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、小林議員より発議第2号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号 石井市長の責任を問う決議が提出されました。

この際、発議第2号議案及び発議第3号議案を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第2号議案及び発議第3号議案を日程の第7の次に追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号 石井市長の責任を問う決議は、日程第7の次に追加することに決定いたしました。

◎議第25号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第25号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（出野正徳君） では、議第25号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、指定管理者の指定候補者の選定を、従来は運営要綱で、下田市公の施設の指定管理者選定委員会を設けまして審議及び協議を行ってまいりましたが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、法的に公権力のある選定委員会に位置づけるため提案をするものでございます。

附属機関設置条例は、個々の附属機関ごとに設けても、すべての附属機関を通じて1本の条例で設けても差し支えないことになっていきますので、当附属機関については、関連する既存の下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の中に組み入れることにしました。

では、条例の一部改正の内容について、条例改正関係等説明資料に基づきご説明をいたします。

恐れ入りますが、21ページ、22ページをお願いいたします。

左側は改正前の規定でありまして、右側が改正後の規定であります。アンダーラインの箇所が今回改正をする場所でございます。

第4条に新たに1項加えます。第2項として、「市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、あらかじめ、第15条に規定する選定委員会に意見を求めなければならない。」。

第5条3項の改正は、「指定管理者」を「指定管理者の候補者」に改めるものでございます。

第14条の次に1条加えまして第15条とし、指定管理者制度の選定委員会設置に関する規定を設けるものでございます。第1項は設置規定で、「指定管理者制度の適正かつ円滑な運営を図るため、下田市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。」、第2項は選定委員会の委員の数の定めであります。「選定委員会は、委員6人で組織する。」こととなります。

条例では、附属機関の設置と担任事項、委員の数だけを規定させていただきましたが、その他、委員会の運営に関する事項は規則で定めることとなります。

参考のために、次のページ、23ページをお願いします。

条例施行規則（案）の抜粋を見ていただきたいと思います。

第6条は、選定委員会で行う業務ということで、6項目掲げてございます。

第1号は、指定管理者の選定の基準及び方法等に関すること、第2号は、指定管理者の候補者の選定に関すること、第3号は、指定管理者から提出された事業報告書に関すること、第4号は、指定管理者の指定取り消し等に関すること、第5号は、前各号に掲げる事項についての市長への報告に関すること、第6号は、前各号に掲げるもののほか、下田市の公の施設の指定管理者に関する助言等でございます。

第7条は、委員の選出要件で、学識経験者や市長が必要と認めた者を予定しております。

また、委員会には委員長、副委員長を置き、委員の互選によって選出することになります。

第8条は、委員の任期等で、2年を予定しております。

では、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番。

○4番（土屋雄二君） 第7条の学識経験者というのがありますが、下田市の学識経験者という者の定義について説明をお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） ここで言う規則で定める学識経験者でございますが、確かに下田には、それぞれ専門的に研究をしている大学の先生とか、そういう学者という人はおりませんが、ここでの、とりあえず学識経験者ということについては、例えば観光施設、同じような類似施設に携わっている方、あるいは行政経験者で、そういう公の施設の運営に携わった方々をとりあえず予定をしております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 4番、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第25号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第26号及び議第27号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第26号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○福祉事務所長（糸賀秀穂君） それでは、議第26号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について並びに議第27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げ、ご理解賜りたいと存じます。

なお、議第26号は厚生文教常任委員会に属する議案で、議第27号は総務常任委員会所管に係る議案でございますが、議第27号は議第26号と密接に関連した議案でございますので、両議案を私から一括説明させていただくことにつきまして、いささか異例でございますが、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

それでは、お手数ですが、議案件名簿の32ページをお開き願います。

議第26号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます、下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙33ページの内容のとおり改正するものでございます。

提案理由は、附属機関の設置に伴う所要の改正を行うためでございます。

議案説明に入る前に、既に設置してあります、今回の下田市老人ホーム入所判定委員会を執行機関の附属機関として位置づけるという決定に至った経緯、理由等につきまして、その概要をご説明申し上げます。

さきの2月市議会臨時会における下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についての議案審議の過程におきまして、下田市公の施設の指定管理者選定委員会の性格、位置づけ等について、小林議員から、当該委員会の権能の実態からして、附属機関として明確に位置づけるべきであるという趣旨のご発言、ご指摘があり、3月議会におきまして適切に善処したいという趣旨の当局答弁があったわけでございます。

そこで、ご指摘の事項に関連しまして、福祉事務所が所管している委員会組織の指定管理者選定委員会と同様、あるいは類似した機関があるかどうか、その有無について精査いたしました結果、附属機関として位置づけていないものの、組織の形態や業務の実態からして、公の意思の形成、公権力の行使に大きく影響を及ぼし、執行機関の補助機関として執行機関の行政執行に資するために設置しているという性格が強いと判断できます下田市老人ホーム入所判定委員会をリストアップしたものでございます。

この下田市老人ホーム入所判定委員会は、養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置の要否について判定する事務を所掌する機関でございます、昭和60年6月6日に設置要綱を告示して組織化を行い、以来、老人ホーム入所希望者の入所措置の要否につきまして、

医師2名、保健所長、老人福祉施設の施設長2名等により審査、判定をしてまいった経過がございます。

老人ホーム入所判定委員会の性格づけにつきまして、県下の状況を調査いたしました結果、附属機関として位置づけているところや、要綱によって対応している自治体など、その対応はさまざまございましたが、当該委員会組織や業務の実態をかんがみれば、委員は執行機関の補助職員のみならず外部から招聘しており、しかも公の意思の形成、公権力の行使に大きく影響を及ぼす性格の色濃い組織であることから、地方自治法の逐条解説にも記述されておりますとおり、執行機関の補助職員以外の外部の者も委員あるいは構成員として加わる時は、附属機関という組織として理解されるべきであるという解釈を受けまして、老人ホーム入所判定委員会を附属機関として法的な位置づけを明らかにし、また委員の身分につきましても、非常勤特別職として、しっかりと保障していくことが適切であると判断させていただいたものでございます。

なお、老人ホームへの入所措置等の指針についての通知が厚生労働省老健局長から発出されておりました、入所措置の目的、入所判定委員会の設置、入所措置の基準などに関する指針が示されておりました、当該入所判定委員会につきましては、その指針に沿ってこれまで運営してきたものでございまして、今後においても、その指針に則して運営していくこととなります。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、説明資料の24ページ、25ページをお開き願います。

見開き左側の24ページが改正前、右側25ページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

改正の内容は、別表中に「下田市老人ホーム入所判定委員会」を加えるものでございまして、25ページをご覧くださいまして、表の下側から3番目の下田市市民協働型まちづくり推進委員会の次に、附属機関として「下田市老人ホーム入所判定委員会」を加えるものでございます。

また、入所判定委員会が担任する事務は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置の要否を判定する事務でございまして、入所措置の要否の検討に当たりましては、先ほど触れました、厚生労働省から示された老人ホームへの入所措置等の指針による老人ホームの入所措置基準に基づきまして審査することとなるものでございます。

なお、現在養護老人ホームに措置している方、賀茂老人ホーム28人、ひとみ園、これは盲養護老人ホームでございますが、1人、合計29人でございます。特別養護老人ホームにつきましては、現在149人が入所しておりますけれども、この入所者につきましてはすべて契約によるものでございまして、措置入所はございません。

それでは、議案件名簿の33ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明で恐縮でございますが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

それでは、続きまして、議第27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の34ページをお開き願います。

議第27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙35ページの内容のとおり改正するものでございます。

提案理由は、先ほど議第26号でご説明申し上げました下田市老人ホーム入所判定委員会の附属機関設置に伴う所要の改正を行うためでございます。

改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料によりましてご説明申し上げます。

お手数ですが、説明資料の26ページ、27ページをお開き願います。

見開き左側の26ページが改正前、27ページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

改正の内容は、別表中に「老人ホーム入所判定委員会の委員」を加えるものでございまして、27ページの表の中ほど、上下を波線で区切ったところの上側ですが、区分及び報酬の額の欄に掲げる賀茂地区障害認定審査会の委員の次に「老人ホーム入所判定委員会の委員」を加えまして、報酬額につきましては日額7,000円とさせていただくものでございます。

なお、老人ホーム入所判定委員会の委員には、厚生労働省から示されました老人ホームへの入所措置等の指針についての中で示された委員構成に基づきまして、保健所長、精神科医を含む医師、老人福祉施設の施設長などにご就任いただく予定でございます。また、報酬額につきましては、職種によって区分せずに、これまで報償費で一律に対応させていただいてきた経過を踏まえ、医師とその他の委員の区別はせず、一律日額7,000円の金額をそのまま

報酬額として設定させていただきたいというものでございます。

それでは、議案件名簿の35ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明で恐縮でございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第26号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 附属機関として位置づけるということでございますから、異論はないわけでございますが、参考までにお伺いしたいと思います。老人ホームあるいは特別養護老人ホームに対する入所の可否を判定する機関としての附属機関であるわけですが、特養施設に対する措置入所ということはあるのかどうか、この1点だけお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○福祉事務所長（糸賀秀穂君） 老人福祉法の中では、措置につきまして、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、それぞれ規定がございますが、現時点におきましては、特別養護老人ホームに入所されている方149人ございますけれども、すべて施設と個人との契約による入所でございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） それはわかっているわけですが、今回のこの条例改正によりまして、老人福祉法に基づく特養施設の措置入所というふうな事務もこの機関は行うのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○福祉事務所長（糸賀秀穂君） 先ほどの説明でも触れましたとおり、厚生労働省から出されております指針に基づきまして、特別養護老人ホームへの入所について、措置が必要である場合においては判定をするということでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第26号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第27号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第28号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第28号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（出野正徳君） それでは、議第28号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をいたします。

まず、定員管理の経過でございますが、平成8年3月に実施した行政診断をもとに、平成9年3月に下田市定員適正化計画を策定しました。平成10年4月1日には、組織機構の見直し等によりまして、職員定数358人を11人減員しまして347人にいたしました。平成14年3月に計画した第2次定員適正化計画により、平成14年4月1日の職員定数347人を14人減員しまして333人とし、平成17年4月1日には職員数が294人となり、定数より39人の減となることから、職員定数を309人といたしました。

今回の見直しでございますが、1点目が、平成19年4月1日の職員数は273人となり、定数より36人の減になることから整理を行い、極力実数に合わせることで職員の実態を市民に明らかにするものでございます。

2点目は、保育に関する事務を教育委員会の職員に補助出向させることによる執行機関相互の定数の整理をさせていただくものでございます。第3次定員適正化計画が終了する平成22年4月1日の職員数は268人を予定しております。今後、特に職員を必要とする大型事業は予定しておりませんが、一部事務組合や公益法人等に派遣する4人の職員、さらには指定管理者制度により財団法人下田振興公社の存続が不透明ですので、その辺を考慮しまして、268人に18人の余裕を見させていただきまして、定数を286人とさせていただきました。

では、改正条文について説明をいたします。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料の28ページ、29ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後の条文でありまして、アンダーラインの部分が今回改正をする箇所でございます。

第2条第1号、市長の事務部局に属する職員の定数「225人」を49人減じまして「176人」に、第3号の教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数を「55人」から30人増やしまして「85人」に、第7号の上水道事業の職員の定数「18人」を4人減じまして「14人」とするものでございます。合併や地方分権の進展に伴い、自治体組織も変わり始めてきております。職員採用にしても多種多様の任用が求められてきております。限られた職員の枠の中で最大の効果を発揮できるよう、組織体制や適切な人事管理について行っていく所存でございます。

では、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

○11番（梅田福男君） ただいまの説明で、市長部局225人を176人にしようと、こういう提案でございますが、私は各部局を回ったときに、どうもその課によっては人が足りない課もあるんじゃないかと、こんなふうに思うんですけれども、その点を十分計算して現在のこの形にしたのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 先日も増田議員の一般質問の中でご説明を申し上げましたが、273人の内訳でございますが、一般職が182人、現業が49人、保育士が30人、幼稚園教諭が13人という数値になります。確かに一般職については、もうこの辺が限界ではなかろうかというのを私は思っています。

地方分権の流れの中で、多くの事務が地方自治体の方に移譲されてきております。ごく限られた職員の中でいろいろな事務を行っていくということは、ある程度限界がございますので、今後職員を減らしていくとなれば、外部的な団体、外部的な事業、民間委託でできるものは民間委託の手法の中で人を減らしていくしかないのかなということで、一般行政職につ

いては、今後減らしていくのは大変難しいのではないのかなという気がいたします。そういうことを踏まえまして、今回、市長部局の人数については176人とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 11番。

○11番（梅田福男君） 課長の言うことはわかるんですけども、私は減らしていくということは、これは全般的に考えても、よく話はわかりますけれども、しかし現状で、どう見ても足りないような場所をなお減らされては、最終的な市民サービスはできるのかどうかと、こういう考えがわくんですけども、いかがでしょうか。できますか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） その辺、人事管理を預かっている私にとっても、その辺は非常に心配をしてくるわけです。市民サービスに欠如がないような人事配置ということで、そういう体制づくりをやっていこうということでやっているわけですが、どうしても一般職の足りないところについては、臨時雇いということで今、対応しているところです。19年度についても一般職が16人やめられますが、その補充として臨時雇い12名ということで枠を設けてございますので、どうしても一般職で足りない部分については、臨時雇い、ある程度また専門的な職員を雇いまして、それで対応していくしかないのかなということで、そういう形の中で処理をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） まず、定数条例を基本的にどう考えているのかという点を、まずお尋ねをしたいと思います。市民サービスを提供する人的な人材ということになるろうかと思うんですが、それを財政面からのみ一方的に削減していけばいいということには、当然ならないと思うわけです。そこら辺の見解をまずお尋ねをしたいと思います。

また、実態としまして、長期入院者あるいは休職している方々が、職員が何人かおられると思います。これも、やはりその裏には、長時間労働というような実態が指摘されていると思うわけです。月80時間以上あるいは60時間から80時間の残業をやっている課、あるいは時期、大変あると思うわけです。そういう人たちが何人ぐらいて、この定数とそれぞれの課の仕事の体制の中で、どのような形でクリアされていくのかと。

ただ、16人の退職に対して、一般職ですね、12名の臨時で対応すればいいということでは

なくて、やはり仕事の指導性や労働の質というものが、当然問われてくると思うわけでございます。実数が少ないから市民にアピールするために、サービスの枠組みである定数を一方的に削減していけばいいと、こういう見解というのは非常に危ういのではないかと思うわけでございます。下田市民の要望にこたえられないということにつながると思うわけでございます。

そういう点で、まず2点お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 定数条例の考え方なんですが、一つは、定員適正化計画を5年ごとに定めてございます。その5年ごとによって計画どおり、当然執行していくように努めているわけでございますが、なかなか事情によって、その数字のとおりいかない場合もございます。基本的には、定員適正化計画に基づいた、5年に1回は定数の見直しを図っていこうかなというふうに、そのように考えてございます。

確かに、職員が少なくなったことによって、時間外というか、大変遅くまでやっているような職員も見られます。各部局によっては、いろいろな窓口業務が、昼間は窓口業務だと、夜はその窓口業務でやった後始末という中で、大変遅くまでやっているような部署もございますが、19年度の職員異動の人事配置の中では、その辺を十分考慮した中で職員の配置をさせていただきました。今も検討中ではございますが、そういうことが少しでも少なくなるように職員の配置をさせていただきました。

確かに、職員を減らせばいいというものではございませんが、一つは財政再建もあるものですから、その辺の板挟みがあるのかなということで、私にしても大変ジレンマに陥っているわけでございますが、とりあえず与えられた仕事というのは、職員については、全霊を傾けて誠心誠意頑張っていくしかないのかなということで、少数精鋭主義という中で今後もやっていくしかないのかなという気がいたしますが、今言ったように限度もありますので、また職員採用にかけては、十分その辺を考慮した中で、新たなまた定員適正化計画をつくっていく必要があるのかなという気がいたします。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） この期間、行政改革という主張のもとに、県からの事務が市町村に大分おりてきていると思うわけです。赤線あるいは青線の管理も含めて、どういうものがやはりおりてきているのかと、仕事量は実態としては増えているのではないかという予測をする

わけですが、そこら辺の見解はどのようにお考えになっているのか。県や国からの市町村に
おりてきている事務がどういうものがあると把握しているのか、お尋ねしたいと思います。

そして、そういう増えた仕事の中で、今のこの削減する人員でどう対応していくのかと、
ただ精神論で、頑張ってもらいますよということではおぼつかないと思うわけですが、い
かがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） やはり県からの移譲事務ということで、法定外公共物、赤線、青
線については順次移譲されてきております。これについては、建設課と総務課協議の中で連
携を持って仕事をしておりますので、現在の人数の中でも大変ですけれども、適正に事務処
理はなされております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） ちょっとほかに事務は、どういう事務がおりてきているのか、明
確にここでは答えられませんが、19年度の予算書の中で、権限の移譲された事務というこ
とで県の方から移譲金が出ております。その欄を見ていただければ、どういう事務がおりてい
るのか一目明細でなりますので、それはまた予算書の方で見ていただければと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

8番。

○8番（増田 清君） この件で一般質問させていただきました。今、課長が19年度273人と
言いましたけれども、274人という施政方針の中に記載がありますけれども、274人の確認で
いいかどうか。

それからもう一つ、私の一般質問に課長は、適正な職員数は286人程度という答弁をたし
かいただきました。今の説明ですと、現状は274人だけれども、余裕を持ってという話です
けれども、その辺の数字に関して、私は286人程度は、やはり維持すべきじゃないかとい
ふふうに考えますけれども、その辺のところの再確認ですね。286人は必要かということの必
要性をちょっと答弁願えればありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 施政方針等では、274人ということで説明というか、数字をお見

せいたしましたが、ここへ来て、育児休業をとっている女性が1人退職という申し出がございましたので、そこで1名減りました。大変申しわけございませんが、施政方針の後、職員が出たものですから、来年の4月1日については273人ということでご理解をしていただきたいと思っております。

次に、19年度の定員適正化計画では286人と計画をしております。その286人の中で、一般職については187人だということで前に説明したと思っておりますが、それが4月1日には181人と一般職はなると。ほかの専門職については、足りない分については臨時雇いで、臨時雇いといってもみんな専門の資格を持っている方を、例えば保育士さん、幼稚園の教諭等にしても、皆さん、臨時と言いつつも資格を持った職員ですので、正規の職員とそれは何ら遜色はないということで私は理解しておりますが、とりあえず一般職の187という数字が、大変今の事務の流れ、処理から言いますと、限界にきているのかなということで、それが4月1日には181人になるものですから、その辺は我々も自認をしておりますが、その分については、先ほど言いましたように、臨時雇いでとりあえず対処していくということでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ほかに。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 少しお聞きします。

まず、教育委員会の職員が55人から85人に増えたのは、これはどういう理由なのか。あれですか、保育所の関係ですか。福祉事務所の方が教育委員会の方に参入されたということなのか。それを確認します。

もう一点は、臨時雇いのことなんですけれども、これにもある程度表示してもらわないと、全体でどのくらいの間が働いているのか、各部署でどのくらいの間がいるのかということがちょっとつかめない。保育所関係何人とかと個々には言われていますけれども、全体で表示するような形で、一応こういう議案提案するとき、できたら臨時職員を入れて総数、市職員全員何人で総数で仕事をしているというふうなことを、もう少しわかりやすい形で表示していただきたいなというふうに思います。本当にそれでなければ、仕事の量、実際何人でやっているのかというふうなところが、いま一つわかりにくい面があります。できたらここに、一般職員の176人のうちのほかに、これのほかに臨時職員が何人いるのかというよう

なことを、できるだけわかりやすい形で表示していただければよいと思います。

それともう一点、確かに市の職員どんどん減らしてしまして、仕事量はきつくなっていますけれども、ただ、市の規模からいってどの程度なのか、現状、現行の静岡県の市の規模からいって、あるいは平均からいって、下田市の職員は実際多いのか少ないのか、そこら辺のところもちょっとお聞かせください。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 教育委員会の今回、定数が増えているよということなんです、保育に関する事務ということで、保育士さん、それぞれ保育所で抱えておりました調理師さん、37名を教育委員会へ出向させますので、教育委員会の方で枠をとらなきゃならないものですから、教育委員会の定数が増えてございます。

臨時雇いの件でございますが、1月31日現在、パートを含め、短期の臨時雇いを含め、110名おります。その中で、一般の事務を常時お願いしている職員というのは11名です。それで、11名のうち、育児休業、産休の代替職員が6名います。あとの残りの職員というのは、それぞれ専門を持った職員ということで、例えば公園の管理を、去年までは振興公社で管理をしていたんですが、これが直営になったものですから、その作業員が10人ぐらいおります。当然、福祉も保育園に関する職員が27名ほどいます。それで、教育機関で働いている職員ですね、幼稚園の教諭、学校の給食調理員等の人が22名。健康増進については、いろいろな保険医療という格好で、レセプトの整理とか、そういう職員、また看護師さん、そういう職員が13人おります。ほとんどが専門的にお願いをしている職員ということで、確かに110名おりますが、一般職員で言う本当の事務職というのは、ごく限られた人数ということだけご理解をしていただきたいと思います。

もう一点は、下田市については大きな企業がございませぬので、ワークシェアリングという中で、同じ労働を分かち合うという中で、ある程度下田市でも、そういう臨時職員を雇ってやるのが一つの労働の中で、雇用対策の中では必要ではなかろうかと、そのように考えております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○総務課長（出野正徳君） すみません。他市等の職員の状況はどうだということなんです、定員モデルという格好の中で、全国の類似都市との比較がよく出されます。平成18年度につ

いては、一般行政職員が定員モデルでは205人でしたが、206人、下田市はあります。19年度は190ぐらいになるものですから、十二、三人、定員モデルより低い格好になりますので、下田市の職員というのは全国平均より、一般行政部分においては少ないことになります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 臨時職員のほとんどが、それぞれ専門的な技能、そういうふうなものを持った人たちに仕事を依頼しているというふうなことです。またその理由の一つとして、できるだけ多くの人に仕事の機会を与えるというふうなことがあるというふうな説明がありました。もう一つの一方の視点においては、本来的には正規職員で雇うべき技能、資格を持った人を臨時で使っているんじゃないかと、それだけ労働環境、その人たちにとっては悪い条件の中で使っているのではないのかというふうな面も考えられますけれども、そこら辺のところはどのようにお考えなのかお聞きします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 確かに臨時雇いということで、正規の職員と比べますと給与体系が全然違うものですから、低いことにはなりますが、19年度は見直そうという中で、例えば幼稚園の教諭で、臨時さんと正規の職員と一緒にやっているわけです。それで、中には臨時の職員でも、クラスを受け持たざるを得なくなる臨時の職員さんもおります。その職員については日額、今まで7,000円でしたが、7,800円にしようということで、来年の4月1日以降については800円金額を上げさせていただきます。それぞれいろいろな問題を抱えておりますが、とりあえずできるものは、そういう賃金体系の中で補助をしていこうということで、今やっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありますか。

10番。

○10番（小林弘次君） 今回の条例改正の特徴は、機構改革と関連しまして、市長事務局で行われていた保育、子育ての仕事が、教育委員会の所管というか、教育委員会事務局になったと。これが一つの、要するに定数条例の中身の中で、大きな柱だと思うんです。

そこで、この流れというのは、幼保の一元化ということが池谷市長時代、あるいは石井市長になってからもいろいろと検討されてきたけれども、いまだにそれが方向性もできていないという、こういったものの中で、何とかしようというふうなこともうかがえるわけでござ

いますが、そこでお伺いするものでございますが、幼稚園5園、保育所6園、今まさに少子高齢化の中で、議会と市民の間からは子育て支援の重要性が声高に語られているわけですが、今申し上げました下田市の幼稚園5園、保育所6園、これについての職員の定数というのは何人になっていきますか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 定数条例の中には、幼稚園の先生が何人、保育所の保育士さんが何人という決め方はしてございません。それぞれ、幼稚園についてはクラスごとに担任の先生を置かなきゃならないし、また保育士さんについては、ゼロ歳児保育をする場合には、その人数によっては先生の数を必要とする、3歳については何人に1人とか、そういう枠の中で職員が配置をされておりますので、その枠自体は何人という枠はございません。定数については、定数というのは保育の規則等で受け入れの人数というのは決めてございますが、職員が何人体制の定数であるということは決めてございませんが、来年度4月1日には、保育士さんが30人、幼稚園の先生が13人ということで、43人体制になります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 鈴木議員も指摘したことでございますが、子育て支援ということで、幼稚園あるいは保育所の充実というふうなことが声高に言われているわけですが、今、幼稚園の13人、保育所の30人、この枠組みの中で、現在の状況に見合った定数の状態になっておるでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 特に保育所については、30人の中で当然園運営はできませんので、十五、六人の臨時さんをお願いして、臨時さんでも資格を持った臨時さんですので、臨時さんをお願いして、運営をしていかなければならない状況でございます。また、幼稚園につきましても、当然、今の13人だけでは園運営できませんので、職員という中で、五、六名の職員の臨時さんは必要とせざるを得ないと、そういうことでございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 市長事務局において保育所が位置づけられたときには、ある時期には、市長事務局職員何人、うち保育所職員何人という、こういう規定も、たしかされた時代もあったと思うんです。そういった意味では、定数というものについてお考えになるならば、一つの保育所なり幼稚園なりの施設を最低限運営していくのに必要な人数を定数とし

て定めるべきだと思うんです。実際の運営として15人なり5人なりの臨時職員を採用しているということは、これは定数というものを無視していると思うんです。

本来、保育園や幼稚園を維持し運営していくのに必要人数は45人なり20人必要だと、その定数を定めるのが現実だと思うんです。それを本来30人でできるわけではないのに30人でやったりするという、これは、事務量に応じた定数を定めるということで極めて問題があると思うんです。

したがって、私は今回のこの条例改正をするに当たって、幼稚園、保育園の実際に必要な定数は何人か、要するに定数として、市の職員として、きちんと責任を持った運営をしていただくという、こういうことから考えて、何人必要なのか。それを当然定数に加えるべきではなかろうかというふうに思うわけですが、重ねてお伺いしますが、今度事務局が教育委員会事務局になるということですが、下田市の幼稚園、あるいは下田市の保育園を運営していくのに必要な最低限の職員というのは何人必要か、これだけは明確にさせていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 先ほどもお話ししましたように、保育所の保育士さんが30人、臨時さんでお願いしようというのが16人ということで、46人がとりあえず必要ではなかろうかと。教育委員会については13人で、教諭を6人、またアルバイトか臨時さんでお願いしようかということで、19人ぐらいは必要ではなかろうかということを考えています。しかし、幼稚園、保育所については再三、再編成の問題も出ておりますので、定数をそのまま現状のまま、また増やすということも、なかなか非常に考えにくい中で、全体の職員の構成の中で減員をさせていただくと、そういうことをございます。

〔「必要であるけれども、わかっていないということですか。47人必要だけでも、30人に任せてということですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 定数条例の中では、保育所の職員については、保母さんは何人とか教諭は何人という、定数条例の中では定めはございませんので、それぞれの福祉事務所、それぞれ教育委員会の中で、それぞれの定数というか、ある程度決められた数はあるかもわかりませんが、公に示す条例で示す定数というのは明確に基準をされておられません。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 前の経過はそうであるにしても、今の定数条例の中では定めはございませんので、その辺は承知を、すみませんをお願いいたします。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 7分休憩

午前11時17分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第29号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第29号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（出野正徳君） それでは、議第29号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、平成17年度人事院勧告により、昭和32年に現在の給与制度が確立して以来約50年ぶりとなる給与制度の抜本的な改革、地場賃金の適正なる反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などの給与構造改革を平成18年度より実施の勧告がなされましたが、本市では職員組合との合意が見られず、平成18年4月1日の施行を見送りました。平成19年4月の実施に向けて、職員組合と再度協議を進めてきましたところ、平成19年2月9日に合意できましたので、今回提案をさせていただくものでございます。まず、構造改革の内容について、簡単にその概要につきご説明をさせていただきます。

条例改正関係等説明資料の30ページをお願いいたします。

給与構造改革の概要ということで、まず1として、給料表及び給料の見直しです。地場賃金より高いと批判のある地方公務員の給料を引き下げることにより、地場賃金を反映させ、

民間賃金の低い地域の水準を考慮して、給料水準を全体として平均4.8%引き下げるもの
でございます。

(2)として、年功的な給与上昇の抑制と職務、職責に応じた給与構造への転換で、若年
層の引き下げを行わず、中高年齢層35歳以上の職員を対象に1%から最大7%引き下げるこ
とによって、昇給カーブをフラットにするものでございます。

右の図の1を見ていただきたいと思います。ここに記述してはございませんが、35歳以上
の職員を1%から最大7%引き下げることによって、昇給カーブをフラットにするもので
ございます。

(3)として、現行の給料表の号給を4分割にし、勤務実績に基づくきめ細かい昇給を実
施するものです。図2に示してありますように、新たな昇給制度ということで、現行の1号
俸を4個の、すなわち4号俸に細分化するものでございます。

恐れ入りますが、35ページと36ページを見ていただきたいと思います。

そこに給料表の改正を掲げてございますが、それを見ていただければわかると思いますが、
改正前の1号が改正後の1号から4号に分割されます。

戻っていただきまして、(4)として、4級、5級及び6級に昇格するときに、それぞれ
9,000円、1万円、1万1,000円の昇格加算を設けるものでございます。

次に、2として、勤務実績の給与への反映の促進です。

その1として、勤務実績に基づく昇給制度の導入です。昇給時期を現行は年4回でありま
すが、新制度では年1回、1月1日に統合することとしたものでございます。また、最高号
給を超える給料月額に決定し得る、いわゆる枠外昇給制度の廃止と56歳昇給延伸、58歳昇給
停止にかわるものとして、55歳昇給抑制措置の導入でございます。

その2として、勤勉手当への実績反映の拡大で、勤務実績を支給額に反映し得るよう、成
績率、区分等の決定でございます。

その3として、給与決定のための勤務実績の判定についての改善ということで、勤務実績
を適切に給与に反映させるためには、各職員の勤務実態を的確に把握し、公正で納得の高い
評価制度をできる限り早く整備していくことが必要になります。

3として、管理職手当を定率制から定額制に改正するものでございます。

4として、経過措置でございますが、新たな給料の給料月額が平成19年3月31日に受けて
いた給料月額に達しない職員に対しては、経過措置として、その達するまでの間は新たな給
料月額に加え、新旧給料月額の差額を支給いたします。

図3を見ていただきたいと思います。

経過措置の概念図ということで、そこに記述してございます。上の斜線が3月31日に受けていた給与水準、下の斜線が新制度移行による4.8%引き下げられた給料水準です。実際に受けていた現行の給料額を引き下げることではできませんので、新給料水準による定期昇給によって現行の給料水準に達するまで昇給を停止とし、その間の差額を支給することとしたものでございます。

以上が本市の給与構造改革の概要でございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。

条例改正関係等説明資料の33ページから44ページをご覧くださいと思います。

左側が改正前、右側が改正後の条文でございます。なお、改正箇所につきましてはアンダーラインを引いてございます。

第3条第1項中「特殊勤務手当」を削ります。

第5条第3項から8項までを改めるものでございます。

改正前の第3項は、新給料表では枠外昇給は予定していませんので、これは削除するものでございます。改正後の第3項は、職員の昇給は1年間の勤務成績に応じて行うこととなります。

改正前の第4項は、現行の規定ですが、1年間良好な成績で勤務した者には1号上位の号給に昇給させることができる規定です。ただ、56歳以上の職員にあっては、12月ではなく、18月あるいは24月になるものでございます。改正後の第4項は、1年間良好な成績で勤務した者には4号給を一つの基準として、規則で、勤務成績次第によっては6号給、または8号給、昇給を行うことができることとなります。ただ、6級職にある者、これは管理職でございますが、3号給とするものでございます。

改正前の第5項は、特別昇給の規定ですので、これは削除するものでございます。改正後の第5項は、55歳を超える職員にあっては、通常では4号給昇給ですが、昇給幅を抑制するというので、2号給昇給になるものです。

改正前の第6項は、職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合、または最高額を超えている場合には、その職務の等級にある間は昇給をしないという規定でございます。改正後の第6項は、職員の昇給は職務の級における最高の号給を超えてはならないという規定です。

第7項を削り、第8項を7項とし、7項の次に、職員の昇給に関し必要な事項は規則で定

める規定を加えさせていただきます。

第7条の2は、管理職手当の規定でありまして、改正前の定率制から定額制に移行しまして、課長の職にある者については月額5万円、参事の職にある者については月額3万5,000円にそれぞれ改めるものでございます。額の根拠でございますが、管理職平均の給料の額及び国の支給率の基準等を考慮しまして、12.5%を乗じた額、また参事職につきましては、8%を乗じた額とさせていただきます。

第8条は、扶養手当の規定でありまして、子供2人までは6,000円、3人目以降は5,000円でしたが、3人目以降も1,000円つけまして6,000円とするものでございます。

第11条は、特殊勤務手当の条文でありますので、これは削除するものでございます。

次に、別表の改正でございます。構造改革の概要のところでご説明をさせていただきましたように、給料表ですが、現行の7級制から、1級と2級を統合しまして6級制に改めました。また、現行の1号を4分割としました。給料表から見た級別平均改定率ですが、1級は改定率がゼロ%、2級がマイナス3.94%、3級がマイナス4.69%、4級がマイナス5.49%、5級がマイナス5.88%、6級がマイナス6.10%で、全体はマイナス4.79%となるものでございます。

なお、職員構成から見た級別平均改定率を見ますと、これはさきにご説明したように、昇格加算を設けた関係上、1級は0.09%、2級がマイナス2%、3級がマイナス3.03%、4級がマイナス4.34%、5級がマイナス4.59%、6級がマイナス3.11%となり、実質では平均マイナス3.31%となるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項から附則第8項は、経過規定の規定でありまして、附則第2項は、職務の級の切りかえであります。

次のページにある附則別表第1を見ていただきたいと思います。1級から7級にある者は、新級では表にあるとおりの級に位置づけられることとなります。

附則第3項は、号給の切りかえ規定でありまして、切りかえ日、平成19年4月1日になりますが、全職員の号給を新号給に位置づけることとなります。

附則別表第2を見ていただきたいと思います。この表の見方ですが、横に旧級、古い級の職務の等級、縦が旧号給です。切りかえ日前、3月31日に例えば3級6号にある者、これは3級の下を追っていき、横の3と交わる箇所が該当する箇所です。号給はそれぞれ、昇給日が個人によって4月1日、7月1日、10月1日、1月1日に現在は分かれていますので、

切りかえ日に同じ号給に位置づけることは不利益になりますので、そこで昇給日の経過期間を受けまして格付いたします。例えば4月1日の昇給者は、3級6号の経過が12月以上という事で、3級の25号になります。新級では3級が2級になりますので、2級の25号となります。7月昇給者は24号、10月昇給者は23号、1月昇給者は22号と、それぞれ格付されることとなります。

附則第4項は、切りかえ日前の異動者の号給の調整です。切りかえ日前に昇格等をした職員の号給について、切りかえ日以後に昇格等をした職員の号給等の中で逆転が生じないようにするための調整をするものでございます。

附則第5項は、職員が受けていた号給等の基礎に関する規定でありまして、改正前の給与条例に基づいて受けていた号給がその基礎となるものでございます。

附則第6項は、号給の切りかえに伴う経過措置の規定でありまして、新給料表に基づいて受ける給料月額が、切りかえ日の前日に受けていた給料月額に達していない職員には差額に相当する額を給料として支給する規定でございます。

附則第7項及び8項の規定は、任用等の事情によって職員間に不利益が生じないように、規則の定めるところにより調整をするものでございます。

附則第9項は、規則への委任規定でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） お話を聞いておりまして、まず、給与の構造改革ということで、50年ぶりの職員給与体系の改定だというお話でございます。

まず、地方公務員あるいは国家公務員の給与体系というものの基本原則は、職務職階制の体系が一つあると思います、職務職階制の体系。次に、年功序列、いわゆる1年勤めごとに一定の昇給を受けて次の等級に進むという、こういう一種の年功序列というものがその中に一つあるということ。簡単に言えば、要するに長く勤めていた人が比較的高い給与体系の位置に位置づけられるという、2つの原則で貫かれてきたというふうに私は理解するものでございます。

今回のこの構造改革によりまして、お話を聞いておりますと、まず給与に当たっての職務実績、あるいは成績、こういったものを反映した給与体系に持っていくんだということを説

明されております。その第1点目は、下田市市長事務部局あるいは議会事務局の職員、あるいは教育委員会事務局の職員、さまざまな職員、この人たちの勤務実績と勤務評定を、どのような機関、どういうことでおやりになるのか、まず第1点お伺いします。

第2点目は、もう一つは、今回の改正は実質的な5%余の平均的な引き下げだということになるわけで、これに伴う不利益というものについては、現行の給与を保障しますと、こういうお話でございました。そこで、それらが公務員の場合には、その後の退職金、あるいは退職後の年金等にもその不利益処分は連動するのかなのか、これが2つ目の質問でございます。

3つ目は、今回の給与体系の改定に伴って、退職金規定を定率から定額にするというお話でございました。これによりまして、簡単に言えば、課長職に長くおられた方は比較的高い退職金をもらえる、平でずっといた人は安くなるという、こういう仕組みだと思うんです。そのことを平たく解説すれば、そうなるのではないのかと。

そこで、今回の給与体系を採用することによって、職員定数条例の中でも明確になったんだけど、下田市は市長事務部局のうちで、一般行政事務に携わる人たちよりも、保育所であるとか幼稚園であるとか、あるいはその他専門的な職種に携わる人が多数いるという、そういう人たちの場合には、あるいは清掃、あるいは下水道、上水道に現業があるかどうか、それははっきりわかりませんが、そういう職場の人たち含めて、いわゆる昇給、昇格、こういったものの機会のない、こういう人たちに対しては、極めて結果として不利益な給与体系になるのではないのかというふうに思いますが、いわゆるその点についてはどういう結果になるのか、次にお伺いします。

4点目に、すべての特殊勤務手当を外すという決定のようでございます。私は特殊勤務手当というものの持つ響きからして、比較的、ジャーナリズムの上でも国民の上でも、特勤手当、特勤手当ということで、何か怪しい手当のように語られ、そういったものがやり玉に上げられてきた経緯は十分承知しております。

しかし、本市の特殊勤務手当の今回残っている最大のものは、清掃勤務手当であると思うんです。石井市長、青木市長、池谷市長、あるいは今回の石井直樹市長、歴代の市長は、恐らく、とりわけごみ収集というものは、真夏の中でも異臭ふんぷんとする中でおやりになっているという、そういうことを自ら乗車し体験をして、そして勤務のすさまじさ、そういったものを踏まえて、この特殊勤務手当というものは制定されたという経緯がございます。

そういう点からするならば、単純に特勤手当という格好でやり玉に上げて、全部切っ

まうというものは、本市の市民サービスの先頭に立っている職員に対する措置としては、余りにも強圧的で、いわゆる官僚的な措置ではないのかなというふうに思いますが、この点についての検討をどのようにおされになったのか、お伺いするものでございます。

次に、比較的、今回のあれからいきますと、当然、いわゆる今までの優遇退職制度というふうなものが、今回の改正によってほとんどなくなってしまうのではないのかと。今まで、少なくとも優遇退職制度によって、人事の一新、あるいは職員定数の減少というものがこれほどスムーズにできたというのは、一種の優遇退職制度というものがあったからだと思うんです。今回の当初予算を見まして、今年度、異例とも言うべき29人、30人近い退職があり、そのうちの中で25人が優遇退職、それに伴う財政へのはね返りが1億2,000万円もあるという、それだけで職員カットや何かをしなくても1億二、三千万円生まれてきているという、こういう実情があるわけですが、今後の人事、優遇退職というようなものについて、どういうふうな形になるのかお伺いするものでございます。

次に、この給与体系の改正について示されておりますが、いわゆる公務員給与は労働三法の適用をなかなか受けにくく、職務に専念する義務を宣誓するゆえに、人事院からの勧告によって常に給与というものが定められるという、こういう仕組みがございます。今回の構造改革とその後の人勧等との関係はどうなるのか、この点についてお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 新たな給与制度改革体制ということで、一つ新たに出てきたものは、先ほど述べたように、勤務実績の給料額への反映ということで、それぞれ成績によって勤奨手当にも影響が出てきますよということなんですが、現在でも昇格については、市長、助役がそれなりの評価をした中で、それぞれ係長、補佐、課長、課長補佐というふうに昇格してございますが、なかなか今度、給料へじかに反映させるということになりますと、それらについては公正、ある程度開けたものでなければならないという中で、早急に人事評価システムについては策定する必要があるということで、来年度に入りましたら早急に評価制度の評価の基準を策定いたします。すぐ、じゃ来年の4月1日からそれが反映できるかというとなかなか反映できませんので、その評価制度ができた暁には給料の方へ反映をさせていきたいと、そのように考えてございます。

また、年金とか退職金でございますが、年金というのは平成15年に一つの制度が変わりまして、総報酬制となりましたものですから、年金については、現行の給料をもらう額で年金が計算されてきます。退職金については、新たな給料表の中で計算をされてきますので、新

たな4.8%切り下げた給料表を該当します。また退手組合の退職手当条例については、昨年度から条例が改正されておりますので、その辺の食い違いがございますので、その辺の調整をする意味で、規則でその不利益がないように、制度ができる前に退職された人と制度後退職される者に不利益がないように、これについては規則で調整をする規定をつくります。

次に、昇格ということで、現業職については、確かに昇格というか、それぞれ職務職階制の中で明確に規定されておられませんので、一般職のように4級から5級、5級から6級というふうなわたりというか、昇格というのはなかなかしにくいですが、しかし、現業職については、資格を持った職員、55歳になる年度に、4級にこれは昇格をいたします。また、ある程度資格を持った職員ですね、例えば危険物取り扱い者を持っている人とか、廃棄物処理施設の技術管理者等、そういう清掃現業で必要とする資格を取得した者については、それぞれ2級または3級に昇格させるとか、それは、ある程度基準をつくりまして昇格させていただきます。

今回の給与構造の中で、削減率というか、現業職のラスパイというのは、一般職については増額県下最低で、今ラスパイが85.8、これはカットしていますから、85.8で県下最低のラスパイレス指数です。現業職というのは、下田市では給料表が1本ですから、国は現業職の給料表というのは、行政一表と行政二表、行政一表というのは一般職、行政二表というのは小林議員も知っていると思いますが、行政二表の給料表、別な給料表を使っているわけですが、下田市は同じ給料表を使っているわけです。入って10年間は一般職と給料は同じです。その後、昇格の職務職階制の中で差がついてくるわけですが、実際、現業職が一般職の給料表を使っていますから、ラスパイレス指数が18年4月1日では約101.7で、非常に高い、現業職にとっては高いラスパイレス指数になっております。その中で仕事をしてもらっていますので、それが必要な仕事から見て高いか低いかというのはわかりませんが、一般職に比べれば、全国平均より少し高い給料位置づけになっているのかなという気がいたします。

次に、特勤手当の廃止でございますが、議第31号で特殊勤務手当の廃止の条文をとりあえず上程をしてございますので、そちらの方で説明をさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（出野正徳君） 次に、優遇退職については、今、下田市は2号アップと1号アップという中でお願いをしているわけですが、全国的には優遇による特別昇給という

のはどこも廃止がなされております。ということで、一つの全国の流れの中で、とりあえず廃止をせざるを得ないのかなということで、これらについても職員との説明会を開催させていただきましたが、職員の出席率が非常に悪かったですが、とりあえず職員に説明をさせていただいて、4月1日付で優遇退職の2号アップ、1号アップについては廃止をさせていただきますということで、お願いして了解をいただいておりますので、これは4月1日から廃止をする予定でございます。

確かに、優遇退職というのは人事の刷新と行財政の削減を図るための優遇退職制度です。いわゆる肩たたき制度ですが、いろいろな流れの中で、年金制度の充実、だんだんと年金の支給率が、我々は64歳にならないと年金が満額もらえませんが、そういう絡みの中で今後、そういう優遇ではなく、定年まで勤めるのが本来の道筋になっていくのかなという感がいたしますが、しかし、その2号アップ、1号アップがなくなったにしても、優遇の措置だけは退職手当条例の中で認められておりますので、その辺はありますので、別に差が出るとか、そういうものではございませんので、従来どおりの優遇退職という格好で、いろいろな退手組合の方からは支給が受けられることになります。

[発言する者あり]

○総務課長（出野正徳君） 人事院勧告ということで、18年度の人事院勧告というのはなかったわけですが、19年度についてはこの夏あたり、また人事院の勧告があるかと思いますが、その辺のちょっと内容を見てみないとわからないと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 大筋説明を聞きまして、この今回の市が進めようとしている給与体系の概要、その方向というものはわかったわけですが、そこで、本市は財政改革というふうなことで、職員給与とか、あるいは特別職の常勤職員の給与の削減と、こういうものを推し進めているわけで、私たちはこういうやり方というのは、むしろ職員のやる気をなくして、地域経済をも落ち込ませるような形になるのではないのかなと、こういうふうを考えてきたわけですが、今年も下田市は、去年は大体10%、今年も段階的に8、7、5ですか、3ですか、ある意味では上限を8として、一元的なカットを次の条例案で提案しているということでございます。

そこで、本案件は恐らく総務常任委員会付託ということであろうと思いますから、詳細については委員会で審査をされるといたしまして、職員カットとの関連で、要するに一元的なカ

ットと関連で、これに伴う平均で5.数%引き下げのこの条例案等々含めまして、金額にしてどの程度のカットになるのか。義務費に係るものでございますから、長期の財政計画上からいきますと、これからの、来年19年ですから20、21年度の下田市の義務費のうちの人件費というものが、ここ数年後に、この条例の改定によってどういうふうになるのか、この点だけをお示し願いたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 給料額のカットなのですが、とりあえず次の議案でも説明をいたしますが、19年度については、全体のカット額が1億2,561万3,000円ほどです。給与構造改革をやった場合とやらない場合の差はどうだろうかといいますと、実施をすることによって約1,135万1,000円ほどの減額になります。給与構造改革をやることによって、1,135万1,000円が削減されることになります。といいますのは、給与構造改革をやりますと、34歳前の職員については定期昇給がありますが、35歳以上の職員については1%から7%のカット——カットというか、昇給がこれはストップになります。職員の割合を見ましても、34歳以下の職員というのは約3割、あと7割が35歳以上の職員だという中で、そういう数字が出ております。

もう一点の20年、21年の人件費はどうなるのかなということなのですが、当然給与構造改革をやっていきますから、実際、具体的にはどういう数字になるかはまだ査定も来ておりませんが、職員が減る分については、新陳代謝分があれば金額は減っていくんじゃないかと。本年度も新陳代謝、いろいろな経費を見まして、職員の人件費は昨年と比べると約9,000万円ほど削減、すべての人件費を含めると、制度改正、新陳代謝、それらをもろもろ含めましても、約9,000万円を超える人件費の削減になっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

○1 番（沢登英信君） 50年ぶりの給与構造改革だという提案でございますが、内容的にはやはり、職務職階制、年功序列をより一層厳しくして格差を広げるといふ、そういう内容に実態的にはなっていると思うわけですね。

それで、具体的に一つお尋ねしますが、それぞれ高卒初任給、あるいは大卒、中卒の初任給は4つに分かれているわけですので、どこにどう格付をするのかという点が1点でございます。

それから、それぞれ、これで見ますと3、4、5への昇給のときに、9,000円、1万1,000円でしたか、それぞれ上がるのでというような区分がここに記載されています。当然そういうことになりますと、昇格の評価といいますか、ものが伴わなければ、この実施ができないと。先ほどの答弁から、評価及び昇格等については後ほど検討するんだと、こういう答弁ですけれども、この給料表が出された時点で、それらの方向づけがなされていない限り、議論の対象にやはりならないんじゃないかと思うわけです。

どのような方向づけで、今検討をされているのか、だれがどのように評価をするのかと。大変職場で混乱を来すような形になって、今までそれぞれの課で、課長を中心に協力し合って仕事をしてきたものが、なかなか内部の不団結をもたらすというような心配をせざるを得ないような事態が想定されると思うわけですから、そのような点についてはどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 現在、初任給の格付でございますが、高校卒については現在、初任給が14万700円、現在14万700円のところへ格付しています。また、大学卒は16万5,200円のところへ格付をしております。

〔発言する者あり〕

○総務課長（出野正徳君） それはまた後で、後ほどそれは、今ここで何号給のどこだといっても、持ち合わせの資料がございませんので、それはまた。ただ額だけは、その額に位置づけるということになっております。

評価ですが、今現在の給与というのは、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日と4回の昇給で、それぞれ職員によっては4月昇給、7月昇給、10月昇給、1月1日の昇給があるわけです。今度新しい制度になりますと、昇給が年1回、1月1日昇給になります。つまり1月1日昇給になるということは、1年間のそこで評価をなささいということだと思っておりますが、ただ、先ほど小林議員の質問にも答えましたように、まだその評価制度、明確な評価制度をつくってございませんので、来年の1月1日に向けて、これは十分早急に研究、検討をしていきます。

現在も実際に、課長職に昇格、課長補佐へ昇格してございますが、これはただ年功序列だけでは、今のところ評価はしておりません。市長、助役が、それぞれの職員の勤務態度、勤務実績を見ながら、それぞれ評価をした中で、課長職昇格、課長補佐へ昇格という段階、今までもそれなりの評価をしておりますが、そういうだれでもわかるような基準になるよう

な昇格についてはまだできていませんので、それは今言ったように、早急にそういう評価制度をつくって、そういうものに基づいた中で、今後昇格、昇給についてはやっていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

○総務課長（出野正徳君） 新給与構造改革の中で、昇格加算ということで、今回新たに付けさせていただきました。国の給料表は、昇格をするときに、直近上位プラス1号アップで国は昇格しているわけです、国というのは。下田市は直近上位だけの昇格ですから、今の段階だと、同じ同級生であれば、いつだって同級生は給料が同じだと、そういう状況が続きます。

新たな給料表を作成するに当たっては、いろいろな逆転現象とか、いろいろもろもろのものが出てくるものですから、今回3級から4級にわたる者については9,000円アップ、それで4級から5級へ行く者については1万円、5級から6級は1万1,000円の昇格加算を設けさせていただいております。これを用いないと、昇格時の古い級と新級の引き下げ率が少し大きく変動するものですから、そういう昇格加算をつけざるを得ないということで、新たに設けさせていただいたということでございます。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 今の話は、この給料表の中に明示されているのか、それとも特別にそれに上積みをするという意味ですか。給料表の中に明示されている。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 給料表の中に位置づけてはございませんが、それぞれ4級から5級に、給料表がございますね。そこへ当然、その額を超えたもので位置づけることになります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありますか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 今回の改革は人事院勧告に基づいて行われるものであり、また一方では、地方公務員に対する給与のいろいろな批判を含めた国民的な議論がある中で、やむを得ない話であろうとは考えておりますが、実際にこうして目にしますと、やはりかなり厳しいなという印象を持っております。

先ほど小林議員、沢登議員からも話が出て、できる限り早く評価制度をつくっていくと、こういうことなんですが、勤務実績あるいは勤務評価によってやるというのは、基本的には汗をかいた者がそれなりに報われると、こういうことで、いかにモチベーションを上げるかと、こういうことが目的で行われるわけでありまして。しかし実際には、その基準、あるいはその運用によっては、逆にモチベーションを下げるケースがかなりあるわけです。ここの基準と運用というのは相当慎重に行わなきゃならない。

ここが、平成19年4月1日から昇給制度を行うと、こういうふうには実施時期ができていますが、いまだ評価基準はできていないと、来年1月に向けてやるんだということであれば、実際に職員に疑心暗鬼が起きるかどうかわからないけれども、評価制度そのものは、やはりこれができた後というような形で、実施時期については一、二年遅らせた方がいいのではないかと。あるいは、ここのところは、やはり評価基準ができない限りはやらないというような、そういうようなご答弁をいただく必要があるんじゃないかと思うんですが、そこが1点。

2点目は、ちょっと記憶なので怪しいかもしれないですが、新聞では職員組合との合意ができて、この議案が提出されたという記事を読んだような記憶があるんですが、職員組合との話し合いの中では、どのような問題点が組合から指摘されたかということについてお尋ねします。

それから、管理職の手当が率から額に変わったということなんですが、現行の率では課長の職、参事の職、それぞれ平均すると幾らぐらいになっているのかという点ですね。それと、課長職、参事職に相応する年齢の人たち、この人たちのいわゆる時間外手当は大体どのぐらいになっておるのかというようなこと、以上3点を質問いたします。

○議長（森 温繁君） 質問者をお願い申し上げますが、ここで午後1時まで休憩したいと思いますけれども。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 4分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議第29号に対する質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

○総務課長（出野正徳君） では、伊藤議員の方から3点ほど質問がございました。

まず1点目の、評価制度ができるまで延ばしたらどうかということなんですが、当然評価制度ができるまでは、職員の昇給については、これはできないということで、それができた暁にはやろうかということで、現在の給与体系の中では、1年間良好で勤務した者については1号アップの定期昇給があるわけがございます。新しい制度になりますと、その勤務実績によっては、先ほどの概要のところの説明しましたように、標準が4号アップが、それが6号アップになったり8号アップになったりするわけがございますが、そういう評価制度ができないうちは、ちょっとそういう昇給というのは無理なのかなということで、来年の1月1日については、まだ通常の定期昇給になるのかなというふうに思っております。

しかし、評価制度については、そのままほうっておくわけにはいきませんが、なるべく早い時期に、そういうものはやはりつくっていく必要があるのかなと思います。

次に、組合との話し合いですが、昨年度から給与カット、給与構造改革については組合と話をしてきました。それで、話をしている中で組合の方は、給与カットの間は給与構造改革はやらないでほしいということでしたが、だんだん話し合っていくうちに、下田市の財政事情、当然人事院勧告に基づくものですから、これはやらざるを得ないという認識の中で、最終的には組合の方と合意ができました。

管理職手当ですが、今、管理職については、10%の定率で管理職手当が出ているわけですが、その平均が今4万5,300円です。じゃ、それにかわる時間外ということなんですが、課長職には時間外がつきませんので、課長補佐くらいの時間外におきますと、今、1時間当たり約2,500円、100分の100で2,500円ぐらいで、5万円だから約20時間ぐらいの時間が相当なのかなということになります……

〔「幾らぐらいなの」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（出野正徳君） いえ、2,500円ですから。ちょうど今回の5万円という中で、一つのこの5万円の決め方ですが、先ほど概要のところ示したように、国の一つの基準が、国というのは職種が多いものですから、いっぱいランクづけで細かく分けられておりますが、下田市は職種が少ないものですから大ざっぱなんですが、国の一つの基準を目安、また職員の平均を考慮しまして、5万円という数字を出しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 評価制度については、評価制度がはっきりできるまでは、19年4月1日から新たな昇給制度を実施ということにはなっておりますが、現実的にはこの評価制度が確立するまでは、実施は当然行わないということで答弁をいただきましたので、それで結構でございます。

それから、給与のカットはたしか5年間、集中改革プランに基づいて。これをつくった段階では、この人事院勧告は昨年たしかこの4.8%が出たもので、つまり集中改革プランで言えば、織り込まれていない減給制度だろうと思うんですよ。そうしますと、当然給与カットを行うのに、この今回の減給分は減額して、今年度についてはもう合意がついて実施が決まったけれども、集中改革プランによれば、来年度もまた給与カットというものが計画されているわけですが、そのときには、集中改革プランをつくった段階に照らせば、やはり今度の給与体制の組み直しの部分は含んで、やはり給与カットの率については検討すべきではないかと、こういうふうに思うんですが、その点いかがでしょう。

もう一つは、課長になる年齢と言っておかしいけれども、年代、あるいは課長補佐の時間外が大体5万円程度あって、課長手当が5万円では、これは何のために課長になるんだということになるわけですよ。やはり一つには、今度の昇給制度でも、要は実績がどうなんだということを重んじると。そういう意味では、課長の職責というか、その職の重さ、責任の重さ、ここのところをやはり考慮しなければ、モチベーションは上がってこないわけです。

ここの議会に来られる方、みんなモチベーションが下がったまま議場に来られても困るので、ぜひここは、やはり課長になれば、その責、職責に準じた、あるいは課長補佐よりは、それなりの待遇というものは考慮されてしかるべきじゃないかと。課長の給料が高いというのはちまたじゃ聞くんで、一概にそうも言えない部分もあるのかもしれないですけども、ここで言う課長手当のありようとしては、やはり一般的に言えば、その年代、あるいはその下の者の時間外ですね、課長になれば時間外がつかなくなって少なくなるわけです。それに見合う部分で言えば、やはりそれなりの考慮もまた必要かなと思うんですが、いかがでしょう。

その2点をお願いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 一つ給与のカットについても、集中改革プランを目指した一つの目標があるわけですが、昨年カットする段階で、市長は、集中改革プランに沿った形で5年間はカットしたいんだと、カットしないとプランどおりにはなかなかいかないんだと、今ま

で10%平均で、実質は9.39%のカット率ということで、それらを見据えた中で、市長は今回も組合と、去年と同じような率の中で組合と交渉してきたわけです。

しかし、給与構造改革もぜひ今年度はやらなきゃならないという中で、今残されている給与構造改革というのは、県下では5市1町なんです。その市町も、4月1日にはほとんど構造改革を実施だと、そういう話なものですから、構造改革は人勸に基づいたものですので、ぜひとも4月1日から実施をしたいと。そういう兼ね合いの中で、組合との話の中で、今回のカットについては、平均9.39%ではなく、平均7.71%という結果の中で、1億2,500万円ぐらいのカット率、昨年は1億5,600万円ぐらいのカットがあったわけですが、このカットが減ってきたわけですが、将来のプラン等の財政見通しと言われても、なかなか難しいものですが、カットについても、毎年度組合と交渉していこうということで交渉事項になっているものですから、来年はある程度、財政が許せば7%になるかもわからないし、2%に減っていくかもわからないし、また、ある程度は増えることも——なかなか増えるということは想定しにくいですが、カットは公平じゃないかと。

今回のカットについても、先ほど話しましたように、ラスパイレース指数が85.8と県下最低です。隣の町が約88ぐらいですから、組合の方からは、せめて隣の町ぐらいの水準まで欲しいよと、今まで組合の方から7%という要求もありましたが、7%まで落とす財源がなかなか確保できなかったものですから、急遽、約7.71%という中で、要は8%という格好の中で落ち着いたわけでございます。

管理職手当については、私も確かにもっと欲しいなという気はいたしますが、平均で昨年末までは4万5,300円ですので、今回5万円ということで、わずかばかり上がりますので、その辺、課長さんたちもそれで理解をしてくれるんじゃないかということで、今回の数字をお出しいたしました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

○7番（中村 明君） それでは、ちょっと質問させていただきます。

今回のこの賃金改定は、役所としては画期的なものであると私は思うのであります。今までは、仕事をやる人、やらない人が一律に1年に1回定期昇給ということで、4回ですか、定期昇給で上がって行って、同じ金額をもらうという評価の中で、今回この能率給——すみません、民間で言うとな率給というんですけれども、勤務評価を入れることによって、仕事

をやる人、仕事をやらない人の格差をつけるというのは、私は大いに賛成するところであり
ますけれども、その中で質問したいと思います。

この勤務評価は3段階に分かれるわけですね。先ほどのご説明ですと、3段階というこ
とを聞きましたけれども、その中で、例えばどういう評価をするのかわかりませんが、A、
B、Cにするのか、1、2、3にするのかわかりませんが、この辺の比率、例えば仮
定としまして、Aは全体の何%、Bは全体の何%とかという数字も決められておるのであり
ましょうか。

それと、あと勤務評価をするによって、一方的な一方通行ではなく、職員さん、一般職の
方あるいは部下の方との個人面談等を行うのですか、その辺もお聞きしたいと思います。私
も民間の企業に三十数年勤務いたしておりましたが、民間では既にもう何十年前から勤務評
価ということをやっておられて、個人面談をやり、個々にここが悪い、ここが伸びている
ということで、個人個人の能力を引き出すように努力をしております。ただ、役所において
今回初めてのことでありますから、その辺のことを、個人面談をして、かつ個人個人の能力
を引き出すような努力をするのかどうか。

その辺を2点お聞きしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 勤務実績に基づく昇給です。皆さんのお手元に給与構造改革の概
要ということでお載せしてございますが、そこの図2を見ていただければわかる、大変細か
い字で、なかなか見にくいと思いますが、通常の人であれば4号アップです。それで、特に
頑張った人という評価を受けた人は6号アップですか。それで、極めて優秀だと、優秀とい
うか頑張った人、成績を上げた人というのは8号アップ、今で言う1号アップですから、今
の2号アップになるわけですね、現行の2号アップ。その下に表がございまして、特に良
好な方というのは、20%ぐらいの人を一つの目安としていると。それで、極めて良好な人は
5%、100人のうち5人ですね。ほとんどあとは良好だと。中には良好でない人も多分出て
こようかと思いますが、その方は2号アップだという格好になろうかと思います。

それらについては、今言いましたように、具体的なまだ評価基準をつくってございませ
ないので、それらを踏まえた中の、また他市でやっているような、先進都市でやっているような
評価制度、そういうものを模索しながら、下田ならではの評価システム、そういうものをつ
くっていききたいと。当然今後は、部下が課長を評価することも考えられますし、また課長が
当然、部下を評価をしていくこともあろうかと思います。当然、今考えているのは、課長が

部下を評価することになります。その評価項目も、たくさんいろいろな観点から評価できるようなシステム、そういうものをつくっていかなきゃならないだろうなということで、それらについても、だれが見てもあの人なら当然だよというものができると、そういうシステム、そういうものをつくっていきたく、このように思っております。

最終的には個人面談になるのか、その辺はまだ決めてございませんが、とりあえず職員が納得できるような、そういうシステムだけはつくっていきたく、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 7番。

○7番（中村 明君） それじゃ、もう一点お聞きします。

このシステム、賃金体系は、静岡県においてはこの下田市が初めてですか、それともほかの市町におきましても既に実施しているのでありましようか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 給与構造改革の中では、そのような成績主義の導入という格好の中で構造改革を進めてございますが、なかなか、じゃ19年4月1日からどこの市町もやるかという、それはなかなか、まだ実行できていないのが実情でございます。今後、ほかの市町についても少し研究を重ねて、取り組みについてはばらつきが出ようかと思いますが、どこの市町も、じゃ4月1日からやるんだという市町は、私の知っている限りでは、この県下の中では余り聞いたことがございません。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに。

14番。

○14番（増田榮策君） ちょっと議論を聞いていて、よくわからないところがあったものですから、確認のためにお聞きいたします。

昇給制度、これは勤務成績の判定によって決まるということで、この条例が通ると4月1日に施行されるわけですね。そうすると、この改正案によりますと、第5条の3項によって、職員の昇給は規則で定める日の前日、約1年間前からの成績があればです。これは、条例が4月1日から施行されても1年間はやらないと、こういうことで理解していいのか。それと、この4月1日から勤務の評価というのが発生するのかなのか、その辺をちょっと。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 先ほどお話ししましたように、この勤務評価のシステムができない間は、ちょっと難しいのかなという気がいたします。しかし、課長とか課長補佐へ上がる人については、これは昇格ですから、そういう評価システムは今もありませんが、市長、助役の判断というか評価の中で、それで課長、係長には昇格します。

この評価制度というのは給与の、毎年1年間、先ほど言いましたように、良好な勤務をした人については1号アップ、定期昇給があったわけですね。だから、この定期昇給の差を今後につけますよということなんです、それは大前提が、だれでもわかるような、そういうシステムができないとなかなか評価しにくいということで、今後その評価ができ次第、そういう勤務実績が給与に反映ということをしていこうかということで、4月1日から、今度昇給は、しかし1月1日なんです、年1回が昇給なんです。なので当然、昇給までの1年間の成績が評価されるわけですが、その評価システムができていませんので、今後早急につくりまして、できた暁にはそういうシステムを取り入れていこうと、そういうことでございます。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） そうすると、条例そのものが、私は不備があるような気がするんですよ。実態はできないのに、できた時点からやるということで、条例を予測、要するにこれからやるからという、条例というのはそうじゃないと思うんですね。法律というのはそこから施行するから法律であって、これからその中身をつくってやりますという施行だと、ちょっと僕は、条例的におかしいんじゃないかなと素朴な疑問を持つんですが。その点どうも、当局の答弁が私はよくわからないんですが。

はっきり言えば、条例というのは施行された期日をもって施行されなきゃいけないのだから、結局条例をつくるわけですね、はっきり言うと。そうすると、これからまだ不備があって、条例はいつからなのか実態はわからないと、やることはやるんだけど実態はわからないということになると、この条例にそのものを記載すること自体がまだおかしいんじゃないかなと、できた時点でこの条例は、僕は載せるべきじゃないかなと、こう思うんですけども、その点どうなんでしょうかね。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 条例の中ですべての規定が、昇給にかかわる規定だけであればよろしいんですが、先ほど言いましたように給料表の問題、扶養手当の問題、退職手当の問題、それらについては、この4月1日から施行しますと。だけれども、今の勤務実績の給与への

反映というのはまだできませんので、いつやってもいい体制だけはとりあえず整えていこうと、その部分だけが条例ではみ出すとなれば、附則の中で、その部分の施行だけは遅くして、そういう規定の仕方もありますけれども、今回については、条例だけはとりあえず公布して施行だけしていこうと。あと、いつでもできるような体制だけはつくっていこうという中で、今回出させていただきました。だから、それらについても早急に、これは新年度に入りましたら、検討せざるを得ないだろうと、そのように思っています。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） 条例というのは、要するに条例が制定されてから施行する準備をするのではなく、施行をしてもいいという準備をしてから、この条例をつけるべきじゃないかなというのが私の疑問なんですよ、はっきり言うと。それを、この条例を通してから決めますということだと、全くそれは条例としてなっていないんですよ、これ、条例としては。

だから、僕はこの条例は、この部分だけは外してやるべきだなと。それができた時点で条例改正して、当然、何月何日からやりますということを明確にした方が、私は条例としては、法令としては、僕はその手続は正当じゃないかなと、こういうふう思うんですけども、全くそれは体をなしていないんですよ。条例でこういうふうにやりますと書いて、これからやりますということは、これは法律的、要するに条例としての体をなしていないんですよ。

これはだめですよ、それは。絶対にそんなことはおかしいですよ。施行日を変えるとか、やはりやり方があると思うんです。この部分だけは外して、要するに勤務評定のあれは規則ができた時点から改正してやるとかね。それでないと、条例というのはそういうものじゃないんですよ。例えば何の条例を見ても、条例をつくってからやらなくていいなんていうのはまずないですよ。これだけだと思うんです、僕は。下田市の条例で、そんなものは前例がありますか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） これは下田市だけの条例じゃなくて、ほかの他市も同じような条例の規定をしていると思います。他市の条例等も参考にしながら整備をしています。当然昇給については、規則である程度細かいことは決めますので、その規則の方で、それらについてはもう一度検討したいと。あくまでも条例の中で、昇給についての規定というのは細かく規定をされておられませんので、これは規則委任という中で決めてございますので、それらについてはまた規則の方で十分それは考慮していきたいと、そのように思います。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第30号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第30号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（出野正徳君） では、議第30号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、昨年の3月議会において当初の予算編成作業を進めるに当たりまして、相当の額が財源不足となるという財政危機にかんがみ、財政再建の一手段として、市長、助役、教育長及び職員の給与を減額する特例条例を議決していただきましたが、平成19年度の職員給与についてもその削減率などの条件に変更が生じたので、今回提案をさせていただくものでございます。

改正の内容でございますが、条例改正関係等説明資料の43ページ、44ページをお開き願います。

左側が改正前、右側が改正後の規定でありまして、アンダーラインの箇所が今回改正する箇所であります。

第4条を全部改めるものです。「第4条、職員給与条例の適用を受ける職員が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に支給されるべき給料の額は、職員給与条例第4条から6条の2までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年下田市条例第 号）附則第6項の規定により支給する差額に相当する額を含む。）から当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に掲げる減じる割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当及び時間外勤務手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、この限りではない。」。

次に、表の規定ですが、職務の級及び号給が1級1号から1級40号にある者と2級1号から2級4号にある者、これらは23歳までの職員が該当します。これらの職員は100分の5を

減じます。

1級41号から1級80号にある者、2級5号から2級44号にある者、3級1号から3級4号にある者、これは24歳から33歳までの職員が該当します。これらの職員は100分の7を減じます。

1級81号から1級97号にある者、2級45号から2級125号にある者、3級5号から3級101号にある者、それに4級、5級、6級にある者、これは34歳以上の職員が該当していますが、これらの職員には100分の8を減じます。

第2項の規定は、管理職手当の額は定められた額に100分の8を乗じて得た額を減じた額とすとしております。

19年4月1日の職員数は273人でございます。平均の削減率は7.71%でありまして、金額にいたしますと約1億2,144万7,000円の削減となるものです。それに昨年度からの三役の10%の減を含めると、合計で1億2,561万3,000円となるものでございます。

恐れ入りますが、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行するものです。

なお、本条例を上程するに当たっては、職員組合と昨年11月15日を皮切りに4回の団体交渉を重ねまして、2月9日に合意をしています。

大変雑駁ではございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） この条例は、一部改正じゃなくて単独条例ですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 昨年議決をしていただきました特例条例の一部を改正する条例でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 特例条例は、要するに時限的なものであったと思います。昨年制定した特例条例は、平成19年3月31日をもって廃止されるような、そういう規定ではないでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 昨年の条例ですが、これらについては、第4条という形の中で編

成されてございます。2条が特別職の給料の額の特例で、第3条で教育長の給料の額の特例、4条で職員の給料の額の特例ということで、この4条の中に、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の支給については、それぞれ100分の5、100分の7、100分の9減額いたしますと、100分の10もありますから、それぞれ減額いたしますということで、この条例の附則自体は時限立法にはなっていませんので、18年4月1日から施行するというので、この条例は今のところ続いているわけでございます。

ただ、条文中の中に時限立法がありましたから、その時限立法を今回改正をさせていただき、新たな率でお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 大変自分たちの理解が不十分だったと思いますが、いわゆる特別な事情に基づいて1年間の措置ということで、たしか去年は説明されたと思うんです。たしか議会での審議も、そういう形で皆さんご理解されているんじゃないかと思うんです。

ところが、私は今回、合意してやるとするにしてみても、去年の規定とは違って、やはりこういう条例は要するに時限立法でありまして、本則は、例の給与の支給条例という一つの本則があるわけです。もしこういうやり方をするとするならば、特例条例で定めるということ自体がおかしなことになってくるわけです。給与に関する支給条例が2つの条例に出ると。一方では下田市の給与に関する基本的な条例がある、もう一方ではそれに関する特例条例が併存して並んでいると。これは、やはり行政の一体性というものからいって不都合だと思います。

したがって、この手のものをやる場合には、恐らく年度間、平成18年度の末に特例条例は廃止になると、したがって18年度末に廃止になる。さらに今度、平成19年度においても一定の特例の措置をとらなきゃならないという政策的な見地があるならば、それはそれで新しい条例を制定してこれをやると。これがやはり条例制定の常道であると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） それは確かに昨年度特例条例を設けなければ、今年新たな給与、現在ある給与条例とは違った特別の条例というのは、当然これは制定されるものと思いますが、去年の議会で特例条例が可決されて、去年の4月1日から施行されたものが現在も条例が生きておりますので、また新たにその部分的なものの条例を、職員だけの特例条例を

つくるということは、法制執務上どうかなということで、内部でも十分この辺は検討しました。

しかし、既存の特例条例がありますから、この特例条例の4条を変えることによって、新たな特例というか、そういうものにかわるじゃないかという中で、今回、一部改正という形の中で提案をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 議論があったという点で、その議論の経過がどういうものであったか、恐らく異論もあったと思うんですよ。内部には恐らく、行政通則等々について多少は詳しい人もいらっしゃるから、内部に異論があったということは十分予測できるんですが、一般的に給与に関する条例というものが、特例条例が、それが今後も特例条例と給与に関する支給条例が併存して動いていくということは、これはやはり条例上の一体性ということからいって、おかしいことになるわけです。特例条例というのは一種の時限的なもので、例えば5年とか3年間という期間はこういうものでやりますと、しかし5年たてばこれは廃止になると、これが原則になるわけです。

したがって、政策的なものでありますから、市長がかわって、そして今年度はもう、そういう職員の給与のカットはしないと、別な財政改革の方でやるということになれば、これはもう、それでおしまいになるわけです。事実そういうものであるわけです。したがって、これは常に時限的なもので、給与そのものの体系というのは、下田市の職員の給与に関する支給条例、特別職については特別職の報酬に係る条例、これが原則的に行われなきゃならない。これは、行政の中に一つの混乱、そして、そういうものを持ち込むものになると思うんです。

ですからこれは、私は形式を言って申しわけないですが、一応現行の、要するに平成18年3月31日までの特例は、10%カットという特例条例は、これは廃止になる。平成19年度は一応給与改定の条例は出たけれども、それに伴って財政上政策的な事情から給与の特例を設けると、それを要するに設けるといって、こういうことが筋道ではないかと思うんです。いかがでしょうかね、皆さん。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 確かにいろいろな法制執務の条例のつくり方については、小林議員の言うのも一つ、一理あるかと思います。去年の3月の特例条例の中で、職員と特別職の合わせわざの中で条例を1本の条例でつくりましたので、今回もそういう形の中でつくら

させていただきました。今後もし、そういう特別職と一般職が同じような形をとるようであるならば、一般職は一般職の特例条例、特別職は特別職の特例条例ということも、一つは今後考えてみたいと、そのように。

当然、特別職、市長、助役、教育長のカットについては1年間ではありませんでしたので、市長の任期までという規定の仕方をお願いしてあったものですから、その条例の一般職の部分だけをカットするというのも、条例の法制執務の中では大変難しいという形の中で、今回一緒にさせていただきましたが、今後、今小林議員が言いますように、特別職は特別職の条例、今の条例も特別職は特別職、常勤職員の給与条例があります。一般職は一般職の給料が別個になっているものですから、今後そういうまとめた1本の条例ではなく、2本立ての条例になるのも一つは今後研究ということで、これは研究させてください。今回は去年からの流れの中で、今回1本の形で提案させていただきましたので、今回これで、できたらご了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） こういうやり方になりますと、恐らくこの規定は一般的な規定だと、要するに時限的な規定じゃなくて、一般的な規定なんだということになりますと、恐らく給料の支給額については、本則で定めたものは通用しないと、特例条例で定めたもので給料は支給していいんだと、こうなるわけです。

したがって、しかしそれが通用するのは、給与の条例がこれだけあって、さまざまな諸事情で1年間はこれでやらせてもらいますよというのが特例条例なんです。特例条例が一般化すれば、これは、条例はあっても特例条例でもって支給していいんだと、こうなれば、退職手当、あるいは時間外手当、あらゆるものはこれで計算しなきゃならなくなりますよ。こういうことをあいまいにしては、やはり、僕はたびたび言うようですが、ルールというのがあると思うんです。市長が法律じゃないわけです。ですから、これは少し研究されたいかがでしょうか。総務委員会で研究しましょうか。終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第30号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第31号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第31号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（出野正徳君） では、議第31号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、特殊勤務手当は、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料表の適用、給料の調整で考慮することが勤務の態様などから適当でない場合に、勤務の実績に応じて支給される手当ということで今日まで支給をしてきましたが、勤務の実情や当市の厳しい財政状況等をかんがみ随時廃止をしてきました。

現在残っている清掃手当と水道課職員を対象とした緊急呼び出し手当であります。これらの手当についても、昨年度から廃止に向けて職員組合と話し合いをしてきましたところ、2月9日に職員組合と廃止の合意がなされましたので、今回提案をさせていただくものでございます。廃止をすることにより、清掃作業手当については年間243万6,000円の減額、緊急呼び出し手当については36万円の減額になるものでございます。これで、当市の特殊勤務手当はすべてなくなることとなります。

では、条例改正関係等説明資料の45ページから48ページを見ていただきたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後の規定でありまして、アンダーラインの箇所が今回改正する箇所であります。

第1条は、下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でありまして、第2条3項中「特殊勤務手当」を削ります。見出しを含め第6条は特殊勤務手当に関する条文でありますので、第6条を削り、第7条から15条までを1条ずつ繰り上げます。

本文に戻っていただきまして、第2条は下田市職員の特殊勤務手当に関する条例でございますが、この条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行するものです。

大変雑駁ではございますが、ひとつよろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 先ほど言ったら、ここまでお預けでしたというお話でございましたから、質問させていただきます。

まず、長い間にわたって続けられてきた清掃手当、月額8,000円だと思いましたが、大体1号アップくらいに相当するものかなと思いますが、勤務の実情、内容からいって、この特殊勤務手当は存続して妥当だというふうに思うわけですが、この点についての、これを削るということは、まず一つは、先ほど申し上げました給与の構造改革の中で、現場の職員はさらに低い給与体系に押さえつけられて、さらに今度は特勤手当もなくなるという二重の引き下げが行われるわけです。これはまさに、現場にいる職員を差別する体制ではないのかと、率直に批判するんですが、その点につきましては、批判はともかく、その清掃手当の引き下げをしなきゃならないような理由、要するに必然的な理由というのは何でしょうか。

2点目に、水道課の企業職員の特勤手当の引き下げにつきましても、やはり私たち市民は、台所にある蛇口をぱっとひねれば水は供給されているという、こういうことの利益を受けているわけです。水はひねれば出てくる。2リッターで5,000円もかけて買っている人もいます。そういう人は本当にただのお金でやっている人たちだけです。

市民は下田市の上水道を使って日々生活しているわけです。この上水道を、常に蛇口をひねれば出るように支えている人たちがいるわけです。そういうことを維持している職員がいる。これは夜でも昼でも、これは昼間ちょっと忙しいから、あれがはじめても水は断水してもしようがないという、こういうことが許されない職場であるわけです。私はよく知っているんです。深夜にわたって、この国道、あるいは市道等の本管が破裂する、職員総出でそれに呼び出しがかかって出ていく、こういうことからするならば、この手当を削るというのはまずまず、全く非情の市政、非情の市長、非というのはあらゆる、情けのあらゆる市政と、こう批判せざるを得ない。非はあらゆる、情は情けのない市政、そこで、これは一つ自分の感想でございます。

理論的に言えば、水道は公営企業でございます。公営企業法の適用を受けるものでございます。仮にこれらを引き下げたり、カットしなきゃならない事情が生ずるということは、企業としての実績が著しく落ちて、その上でやむなく、これはやらざるを得ないと、こういうものであるわけなんです。ここ数年、市民の水道料を上げることもなく、10年以上上げていないかな、上げることもなく、そして膨大なパイプラインを維持し等々している。したがって、その間1回も赤字を出していないわけです。企業会計としてはことごとく、年間の繰り

越し利益、剰余金、いわゆる黒字を出しているんです。したがって、一般の、何というんですかね、これと一般の特殊勤務手当と企業職の手当、同列視することはできない理論上の根拠があるわけです。

したがって、私はこの2点については、非情のこういうことはすべきではないと思いますが、これを決めてきた経過とまた理由、これをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） これは2点ほどございますが、1点目が、これは県の方から特殊勤務手当ということで、清掃手当について月額で出しておりますが、月額で出すのはいかかなものかということで、これは県の方から指導がなされました。また、緊急呼び出し手当というのは、自宅にいて待機をしていて、呼び出されたとき支給する手当でございますが、自宅待機というのは特殊勤務手当に合わないよということも、県の方から、これは指導を受けたものですから、そういうことで今回手当の廃止。

それで、もう一点は、下田市の財政状況が大変厳しい、その中で、先ほど提案理由のところで説明をさせていただきましたが、下田市の手当については、随時削減というか、廃止をしてきたと。税務手当、いろいろな手当が、保育所へ勤めた者に保育手当も昔はございました。そういう手当も順次追って廃止をさせていただきましたので、下田市の手当の中で、職員の中でもいろいろな不都合があっては困るという中で、それぞれ清掃手当については当局だけではなく、じゃ清掃の職員、現業の職員についてはどうだろうかということで、これは市長も清掃の方へ出向いて話をしております。

また、課長にも、とりあえず手当を削ることによって、皆さんどうだろうかということで、中には大変困るような職員もいましたけれども、下田市の財政事情をかんがえた場合、やむを得ないという中で、それぞれの職員、また水道課の職員についても、水道課長にお願いをし、職員の意向等を聞いていただき、これもやむを得ない、ほかの手当がなくて水道の手当だけ残るということも非常に、何というか、ちょっとうーんということもあるものですから、その辺も手当の廃止をということで、当局が一方的に廃止したわけではございませんので、国のいろいろな県の指導、また下田市の財政事情を職員の方もある程度わかっていただいた中で、了解のもとで今回廃止をさせていただいたと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） よくわかりました。よくわかったけれども、県の下田市に対する勸

告、あるいは指導、こういうことがあって、それに基づいておやりになったという答弁でございますが、それをぜひ、議会の審議に必要な資料として出していただきたいと思います。なぜならば、下田市は県の下請の機関ではないんです、と思います。下田市と県とは憲法上、地方自治法上、同じ地方自治体として、指導されたり指導を受けるような機関ではないと思うんです。したがって、県の下田市に対する指導云々というのは、どういう法律的な根拠に基づいておやりになっているのか、ぜひ示していただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 地方分権の中で、地方は地方の確立という中で、それで独自の権限を持っております。県は県の団体で法人、下田市は下田市の法人という中で、市長、助役自らの責任の中で事務処理をしてございます。

当然、法律がどうであろうということではございませんが、いろいろなものについて、今後下田市が財政的に余裕があった中で、起債等についても、今後下田市は一切借りないよということであるならばいいんですが、起債についてもある程度パーセンテージを持つと、県の許可とか国の許可、そういう許可制度があるものですから、ある程度、下田市だけではなく、こういう手当、給与等については人事院勧告に基づいた中で、特殊勤務手当はそれぞれその地域によって事情が違いますけれども、特殊勤務手当まで人事院の勧告はございませんけれども、給与という、そういうものについては、他市との均衡、いろいろなものの均衡を図る必要があるという中で、とりあえず今回廃止をしたものでございます。県が特別にこうしろ、ああしろということではありませんけれども、一つの流れの中で、今回そのように廃止ということでお願いをしたものでございます。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 今言われました、県がこうしろ、ああしろと言うから今回決めるんじゃないくて、県からそういう指導がありましたと。他の市町では清掃手当については月額で出しているようなところはありませんよと、また緊急呼び出し手当も、自宅待機というのは特殊勤務手当にありませんよという中で、今回下田市もそのようにさせていただいたと。県でこうしろ、ああしろということではありません。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 自分の聞いているのは、県と下田市は同じ地方分権のもとで、同じ地方自治体としての同格であると、同じ地方自治体なんだと。県が偉くて下田市がその下請

の機関だと、この考え方が、まず基本的に僕は間違っていると思うんですよ。同じく国に対して、だから県からの指導を受けるとするならば、下田市が機関委任事務等の事務があるということについて、県知事が国の委任を受けて、国の国務大臣としての権限を委任を受けて市町村を指導するということなら、それはそれとしてのあれはあるけれども、同じ自治体で指導したり、おまえのところの特殊勤務はけしからんとか、給与が高いとか、そういうことを言うような筋合いのものは一つもないと。

したがって、私が質問したのは、県の指導の内容を具体的に資料として出していただきたいということ。そして、県がこの件について、自宅待機がまずいとか、月額出すのはどうかという、その指導の具体的な資料を提出いただきたいという、このことを質問しているわけですよ。それは議長、ちゃんと当局にけじめをつけて出していただきたいと思うんです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） この条例、議第31号も総務委員会の方へ付託されますので、総務委員会の方へこれは提出をいたします。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 企業会計、確かに水道課長一丸となって頑張っているということで、確かにアガリということは、この間の説明の中でも剰余金が出たということで、すばらしい成績を上げているわけですが、僕らも、じゃ上げているから、そういう手当をつけるのかというのも一つはありますけれども、とりあえず水道課の勤務手当を削るに当たっては、市長は水道管理者ですけれども、市長、助役の中で一方的に決めたわけではなく、水道課の企業職員の中でどうだろうということで、水道課長の方は打診をした中で、水道課も手当がなくても頑張れると、そういう決意の中で、それで今回廃止をさせていただいたものでございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 私は、そういうご答弁でございますが、理念を言っているんです。一般会計の手当と企業職員の手当の趣旨、理念が違うということを言っているんです。もし同じレベルならば、別に企業会計の職員の給与並びに種類という別建ての体系を必要としないわけです。そのことを言っているわけです。おわかりでしょうかね。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（出野正徳君） 下田市の給与体系ですが、企業会計で特別の給料表を持っていませんので、下田市の給与体系1本でございます。その1本に基づいて給料が支給されておりますので、じゃ、そこで特殊勤務手当が同じだというわけにはいきませんが、とりあえず給与というのは、下田市の企業の給与体系というのは、1本の一般職、市長部局の給与体系に準じた形でやっていますもので……

[発言する者あり]

○総務課長（出野正徳君） よろしいですか。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第31号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時57分休憩

午後 2時 7分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第32号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第32号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市民課長（山崎智幸君） それでは、議第32号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の52ページをお開きください。

提案理由についてですが、下田市消防団員定数の見直しを行うためであります。消防団の定数は消防組織法第15条の2により条例で定めることとなっております。

当市では、下田市消防団条例により定められており、昭和57年4月1日の下田地区消防組合設立に合わせ、昭和56年度から段階的に当時の540人から440人に削減し、下田地区消防組合設立から20年を超え、常備消防力の充実に加え、道路整備状況の進展や情報伝達技術の進

歩が目覚ましく、設立当時の社会情勢からは大きくさま変わりいたしており、このため、昨年度440人から389人に削減いたしました。また、本年度第3分団第2部の統廃合により北の沢機材器具置き場と積載車を1台廃止したことに伴い、平成19年度から団員を3名減にするものです。このことにつきまして、1月の分団長会議で消防団員定数削減の承認を得て、今回改正条例を提案したものであります。また、須原1区長、2区長及び稲梓地区の代表区長の承認を得ております。

改正の内容につきましては、説明資料の49ページ、50ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後、下線部分が改正部分であります。

第2条は、定数の改正であり、「389人」を「386人」に、「48人」を「47人」に、「294人」を「292人」に改めるものであります。

次に、議案件名簿の53ページをお開きください。

附則ですが、この条例は平成19年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議第32号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

○11番（梅田福男君） 1点伺います。

町の中では今、団員が非常に不足していると、集まらないという意見もあるわけでございます。それで、今の課長の説明の中では3名減、こういうことになっておりますけれども、この減になった団員数というのは、下田市の消防法に定める団員数に定まっているのかどうか、その点1点お伺いしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（山崎智幸君） 今の質問でございますけれども、現在定数は389名ということになっておりまして、先ほど申し上げましたように、稲梓地区の3の2分団ですけれども、統廃合により3名減るわけなんですけれども、これは整備指針上の算定数というのは324名になっておりますので、十分オーバーしております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第32号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎発議第2号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第2号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

○10番（小林弘次君） 発議第2号、議長から紹介を受けました国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、沢登議員の同意を得まして提案させていただくものでございます。

内容につきましては、内容に入る前に、私たちの町の国民健康保険の仕事について、極めて事態は深刻な事態に立ち至っているというふうに思うわけでございます。それは、相次いで保健事業の削減、あるいは保健委員の削減等、厳しい条件下のもとで本市の市民の健康を守る事業は進められてきました。にもかかわらず、保健師や市民、医療機関の努力によって、ここ数年、市民の間では入院等の患者も減って、全体として医療費の削減ということについて努力が行われているものでございます。そういった中で、そういう結果を反映しまして、昨年度、平成17年度においては、実質的に9,000万円余の会計上では黒字決算を打ったと。18年度末におきましては、同じような事情から1億円余の繰り越し黒字を出すという、極めてそういう状態が、会計的には大幅な黒字を生じているわけでございます。

一方、この黒字の根底になっている国民健康保険税は、相次ぐ値上げによりまして、県下でもトップクラスの高い税率になっているわけでありまして、大幅な税率の引き上げというものがここ数年行われたわけでございますが、その結果、収納率は実に、年度内の年間の滞納繰り越し分と現年度分を合わせますと70%台という、これまた県下最低のランクになっているんです。平成18年度におきましても、現年課税分でも90%内外の徴収率であると、明らかに加入している低所得者に対する税率が極めて過酷な高い税率であるということ、この徴収率は反映していると思うわけでございます。

よって、私は市税並みの、96から97%の国保に加入している人たちのご理解を得て、そして加入者全体でこの国保の仕事を支えるという、こういう理解を通じてのみ、下田市の国保

事業の財政の再建、あるいは事業の円滑化ということは望めないと、こういうふうにも思うものでございます。それには、今年度、今申し上げましたような厳しい条件下のもとでも大幅な黒字を生じた今年度、大英断としまして、1世帯当たり私は2万円くらいはいいと思いますが、いろいろ議論した中で、1世帯当たり一律1万円の引き下げをするという、そういうことを通じて、国保事業に対する市民全体の理解を得て、国保事業の円滑な運営をする必要があると、こういうふうにも思うものでございます。

したがって、極めて単純なことではございますが、国保の税率は所得割、そして資産割、これが応能割でございます。応益割として均等割、世帯割、この4段階で税率が決められておりますが、単純に1世帯当たり現行2万六千数百円という、この税率を1万円カットしましたところの条例改正ということで、この改正によって市民の理解を得ていく、そして国保財政の、国保事業の円滑化を図ると、そして保健事業その他についての施策というものの展開をしていくという、これが急務だと思うわけでございます。

一方、議論といたしまして、黒字の分についてはため込みをしまして、来るべき事態に備えるべきだと。確かに、国保事業におけるところの支払準備基金というものについての規定はございます。これは、いわゆる、当然支払準備基金を持つということは大変結構だと思いますが、私が提案した自体、90%内外の徴収率を仮に93、94、95という、こういうことになるならば、たちどころに1億円や2億円のこの余裕が出てくるという、この実態をご理解していただきたいと思っております。

条文につきましては、今申し上げましたように、国保税の条例における世帯割についての税率の1万円減額という、こういう内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 国保税については、1期ということで、余り内容も詳しくないで、大先輩にお教をを請うというような意味で、二、三ご質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、現在1億円近い黒字といいますが、給付が少なかったということですね。これが、じゃ、19年1月までの実績ということでありまして、通常19年3月の実績が出てくるのは大体5月頃というようなことで、6月議会において国保税については、保険料値上げ、値下げともに含めて、通常議論をしているように記憶しているんですが、その意味で言えば、今回の国保税の保険料の見直しにつきましても、やはり3月の実績というものを踏まえて、

そして19年度の来期の見通し、これを見据えた上での議論が適当ではないかと。いささかこの3月議会での提案、議論というのは、時期尚早ではないかという印象を持つんですが、その点いかがということが一つ。

それから、もう一つは、1世帯当たり1万円を減額したとき、平成19年の保険税の歳入の見通しは幾らぐらいになるのか、それから、19年度における国保の一般療養給付費の見通しはどのくらいだと考えておられるのか。総額歳入は幾らぐらいの見通しになり、19年度の国保特別会計の歳入総額は幾らぐらいの見通しになるのか、つまり1万円下げたことによって国保税会計がどのような数字になるかについてお尋ねをいたします。

○議長（森 温繁君） 10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

○10番（小林弘次君） まず、目前に平成19年度の当初予算の審議が始まります。当初予算、平成19年度予算審議に当たって、市長の施政方針の中でも示されましたが、国保税の国保については円滑な運営について引き続き努力すると、こういうことでございます。確かに当初予算というのは、国保については、1年間の総医療費を推定はできたとしても、税の基礎になる市民の加入者の所得の状況というものの確定ができていないということからして、6月あるいは7月の市民税の、要するに加入者の所得の状況を掌握した時点で本算定となるということはお説のとおりであります。

そこで、私が提案理由で申し上げましたように、国保事業をめぐる最大の問題点は、私は、約1万3,000人以上、7,000世帯以上を超える加入者のうち、世帯で言えば10%近い人たちが滞納している、税を納めていないと、80%台の人たちが全体の経費を賄っているという、この実情が国保はあるわけです。今回、私があえて提案して市民の前に出すというのは、国保事業の実情を、事業の実態、これを通じて、滞納がどう広がり、そして市民の努力がどうなっているのか、そして国保財政の実態がどうなっているのか、こういう議論を通じて理解を得るといふ、このことがものすごく大事だというふうに思うわけです。

それには市として、先ほど申し上げました市民の努力の結果、今年度冒頭において、年度の当初において1万円の減額をするという、これは異例のことです。今まで恐らく、40年議員をしましたが、こうした1世帯1万円の減額をする、こういう施策を示した市長さんというのはいないわけです。恐らくこれを通じて、私は大きな、市民の間で国保事業に対する重税感が満ちあふれている中で、ならば自分たちの努力のいかんによっては税率は下がるんだと、税金は下がるんだという、こういうことを出していく必要があると。そういう点で、あ

えて3月定例議会、年度当初予算の審議に合わせて提案をさせていただいているものでございます。

次に、この事業の見通しについて語れということですが、一つは、まず平成18年度実績につきましては、これは議会の冒頭、3月7日、8日の本会議におきまして、当局から示された最終補正予算の審議に当たって、平成18年度末の国保会計の帳じりはどうなるのかということについて、本会議で私が質問しました。それに対して、健康増進課長は、お説のとおり1億円余の繰り越しを生ずる見込みだというふうに答弁をしております。したがって、平成18年度の繰り越しの見込みというものは、その答弁を信頼して、私は1億円余というふうに理解しているものでございます。

次に、平成19年度の、じゃ国保の見通しはどうなるのかということになりますと、まさしく国保加入者の総医療費というものをどう積算するか、極めて専門的な見地でございますが、私は国保事業の国保のこの財政の改善のために、市民の間のご理解によって、要するに収納率を上げるということと同時に、市政と相まった健康づくり、子育て支援、あるいは介護の予防、介護、さまざまな市民の健康を守る施策というものと重なり合って、これは出てくるものでございます。一言で言えば、国保事業のうちで医療費の総体、大体平成18年度で総医療費25億円内外、そして、恐らく平成19年度もそういう努力を続けることによって25億円内外と、横並びで進むことが可能な状態にあるというふうに思うものでございます。

そうしますと、25億円内外でございますから、これに対する加入者負担、大体これは議員ご承知のように、10億円か12億円の要するに負担ということをお願いすれば、これで済むと、お願いすれば一応のバランスがとれると。

なお、介護保険と違いまして、国保税は単年度主義であることは、議員ご承知のとおりであると思います。介護保険は3年間の給付費の推計をして保険料を算定するという、国保については1年間、単年度の医療費の推計によって負担をするという、こういうことになるわけでございます。私はそういう視点で、やはり健康づくりの事業を進める、とりわけ入院患者の皆さんを入院をしなくても済むような、そういう健康なまちづくり、これが下田市の国保の財政の国保事業を抜本的に変える一つの大胆施策の第一。

第2点目は、市民全体で国保を支えましょうという、そういう徴収率の向上と、これが急務だと、こういうふうに思うものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 小林議員の熱い思いとご説に、なるほどなと思わず聞きおったんですが、質問の趣旨とは少しずれているのかなという気がするんですが。私の言うのは、小林議員先刻ご承知のように、3月までの実績、それから昨年度の市民の所得、これを見た上で国民健康保険税を決めるのが、まさしく小林議員の言う王道であり、とるべき行政の姿勢ではないか。いずれにしましても、6月議会にはその実績、給付の実績も出れば、所得の実績も出る。ここで、いずれにしても、もう一度見直しをしなければならないわけでありまして。その3カ月前にあえて保険料の変更を行うということは、保険税に対する市民の信頼を失うことにつながるのではないかという危惧を持つわけです。

つまり、保険税は、3月に仮にこれを下げるにしても、6月議会でもう一度これを上げるということになれば、これまた変な話になります。そもそも19年度の国民健康保険税を幾らにするのが一体適切なのか、そのための必要な資料はいつそろうのかと、この観点からいけば、やはり6月議会まで待って、この議論をすべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうかという点であります。

それから、国民健康保険税について重税感が非常にあるということは、私もまた全く同感でありまして、一昨年になりますか、保険税の値上げについて反対をし、それは小林議員もともに反対をなさったように記憶をしておるんですが、この国民健康保険税が毎年上がったり、あるいは下がったり変動していくということも、国民健康保険会計の安定感という視点から見れば、決して望ましいものではない。前回の値上げのときに議論もされましたが、基金がありませんよということが大きな値上げの要因になったのであります。

そして、それ以前に国民健康保険税が値上げをしないでこられたのは、実は基金があつて基金を取り崩してきたので、国民健康保険税の値上げが抑えられたという経緯があるやに聞いております。小林議員は国保の方の審議会の、たしか委員長をやっておられたので、その辺のいきさつは私よりも数段お詳しいとは思いますが、そうした意味で、国民健康保険特別会計の安定化、ひいてはこの保険税の料金の安定化という意味においては、やはり基金を立て、安心して市民が国民健康保険に入っておられるような状態をつくること、このことの方がむしろ市民が望む姿ではないか。そういう意味においては、1億有余円のもし黒字が出れば、これを基金とし、将来にわたる国民健康保険特別会計の安定化こそ重要ではないかと思うわけでありまして。その点はいかがでしょう。

○議長（森 温繁君） 10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

○10番（小林弘次君） まず、財政の見通しからすれば、仮に1億円じゃなくて、今回私の提案するように均等割を1万円下げても、1億円の繰越金からすれば7,000万円の支出ということになるわけです。そうすると、3,000万円は十分、繰り越しというか、基金に運用できるんです。しかし、伊藤議員ご承知のように、市長から提案された平成19年度の予算審議がこれから始まりますが、そういう形には進まないと思うんです、これは。

もう一つは、財政の見通しというのか、加入者の所得の状況は、既に施政方針の演説の中で示されている数値からいけば、前年から約2億円余の市民の市民税の増収が見込まれると、こういう施政方針であるわけです。私は、ですから、決して市民の間では所得が増えているということにはならないと思いますが、少なくとも、18年度実績というものを大きく下回ることはないというふうに思うわけです。

したがって、今回の私があえて提案しているのは、そういうふうなことを含めて、そういうことを勘案した中でも、なおかつ、年度当初において重税感にあえぎ滞納が広がっているこの状況を打開していくためには、やはり議会、当局はやる意思がないことは、あなた方はご承知のとおりですから、当局はそういうことをやる意思はいささかもないということは、一昨日か、私の一般質問の中でも明らかになっている。当局はこれをもって、国保税の税率を下げ市民の負担を軽減しようとか、あるいは徴収率を上げて、そして96%に上げようなんて、こんな思いは一かけらもないわけですから、これはやはりこういう状況下において、執行機関に対する議会の責務として、この点はやはりチェックし、積極的な議員としての責務である政策提言をして対案を出してやるという、これが私は議員の責務だと。その責務に基づいて、今回提案させていただいたというものでございます。

伊藤議員のおっしゃるように、一つは、今回の6月の様子を見てという議論も確かにございますが、この先はもう見えているわけです。当局のそれに対する姿勢はもう見えているわけです。むしろこういうことを通じて、伊藤議員があれするように、基金を生むような条件が私は生まれてくると、それを確信しているわけです。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 一部議論がどうもかみ合わないところもあるんですが、その点はまた委員会でゆっくり審議をさせていただきたいと思いますが、どうも小林議員の説明を聞いておりますと、一つの焦点としては滞納であると。その滞納の解消が一つの焦点であろうかと思うんですが、私は当局は鋭意努力していると、こういう認識をしているんですが、それは個々議員の認識の違いであろうかとは思いますが。

ただ1点、滞納が多いので、その税を安くするというのは邪道ではないかと。つまり、安くすれば滞納が回収になりますよと、それは納めやすいという意味では納めやすいかもしれない。しかし、安くすれば払いますよというのも、これまたおかしい話で、滞納対策は滞納対策としてやる、国民健康保険税は国民健康保険会計として、その安定化というものを図る、これは別な議論なんですね。これを混乱するということは、滞納対策としても税金を負けますよと、こういう形で保険税を集めるというのは、やはりやり方としては邪道であろうと。

もう一つは、そういう形で保険税を安くして国保会計の安定化を図るというのも、これもまた邪道であり、やはり保険税滞納は滞納対策としてしっかり納めてもらう、しっかり集める、これをやる。そして一方、国民健康保険税特別会計は会計として歳入の安定化を図る、これが僕は王道ではないかと思いますが、この点は意見の相違もあるようですが、ゆっくりまた委員会審査でやらせていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

○10番（小林弘次君） 私、冒頭申し上げましたように、国保の実態は、約7,000世帯の人がいるけれども、5,000世帯、6,000世帯内外の人たちがお金を出して、全部の分のお金を出して国保事業を支えているわけです。約1,500世帯の人はお金を払わないで、そのままやっているわけです。したがって、これは、善良にまじめに出している6,000世帯余の人たちは、本来みんなが負担し合えば10万円で済むものを12万円、13万円、例えですから12万円、13万円、こういうものを出しているんです。

これの公正というものは、だから、これを下げるとか上げるとかじゃなくて、これはそういう財政構造になっているということの前提に立たなきゃならない。給食費を年間何千万、何億円という新聞に出ました。払っていない人の分をみんなが支払っているんだと、こういうことがございました。実に国保は7,000世帯を超える人たちのものを、全体で払えば今よりも、少なくとも僕は20%内外の減額で済む。ですから、これは単に滞納は滞納、事業は事業というものではなくて、国保事業のお互いで助け合うという、この事業の崩壊があるわけです。

そういう点で、やはり私が冒頭申し上げましたように、そういうことをやはり議会、あるいは等がきちっと指摘をしてその是正をしていく、そのための対案を示す、これがやはり議会の責務だと思うんです。当局の言うことに迎合し、そしてそれに賛成するというのが議会の役割ではないと思うわけでございます。そういう点では私は、この国保事業の実情をあれ

しているんです。

ただ、私、今期限りで議員を辞するわけでございますから、6月には残念ながら提案する権限はないものですから、ぜひご賛同、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

○14番（増田榮策君） 私も前回値上げには反対した者の1人として、今回の1億円余りの黒字ということを考えてみますと、全く緊張感のない積算をしているんじゃないかなと、こういうふうに思います。それで、単純に言えば、取れるところから取って、余ったらそれを基金に積み立てるということは、今この下田市の全く景気の悪い中で、取れるところから取ればいいと、こういう理論になるんじゃないかなと、そういうふうに私も考えます。

そこで、この国保会計の徴収に当たっては、たしか下田市は他の自治体よりも資産割の割合が、収入がないのに資産をかけていると。こういうものも是正していかなきゃならないと私は思うんですが、小林議員はどういうふうに考えますでしょうか。

○議長（森 温繁君） 10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

○10番（小林弘次君） お説のとおりでございます。現在の下田市の税率は4段階制になっておりまして、応益割で所得割と資産割、資産割の税率が単純に100分の50、すなわち所得のない農山村の人、あるいは所得のない自営業者の人たちの中でも、一定の家や土地を持っておりまして、固定資産税そのものは多額に課税されると。しかし、今の国保の税率では、100分の50、例えば20万円の固定資産税を出しているという方は、たちどころに10万円の国保税が加算されている、お説のとおり、そういうシステムになっております。したがって、その辺にも確かに、所得のない人に資産割がかかって、そして税を納められないという、こういうことがあるということは事実であると思う。

したがって、今後ぜひ、当局がその気がないというならば、議会の中で調査特別委員会のようなものを設置して、国保の負担割合、要するに税率はどうあるべきか、ぜひ今後、新しい議員の皆さんで研究していただきたいというふうに思うものでございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

ただいま議題となっております発議第2号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

◎発議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第3号 石井市長の責任を問う決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

○10番（小林弘次君） 私、今限りで最後の議会になるわけでございますが、議員としての責務、あるいは議会としての責務、こういうことを考えたときに、一昨日の私と市長との一般質問のやりとりの中で、やはり法を無視し、そしてそれらを執行しようとしているということについては、仮に老朽した施設であり、そこに住んでいる世帯が9世帯とか10世帯以下の低所得者であったとしても、市民の基本的な人権、こういったものは無視することはできないと。これは、私は、もしこれをこういったことをそのままにしていたならば、やはり民主主義、そして基本的な人権、憲法のもとでの健康で文化的な生活の保障という、この理念に反すると。こういう強い思いからあえて、私も最後に当たって、市長さんに対する問責決議を出すというのは本意ではございませんが、あえて議員としての責務、これの上から提出させていただきます。

本来ならば朗読をさせていただくわけですが、大変目を悪くしておりますから、恐縮であります。書記をして朗読させていただきます。お願いします。

○事務局係長（土屋範夫君） 発議第3号 石井市長の責任を問う決議。

石井市長の責任を問う決議に関し、下田市議会会議規則第14条の規定より別紙のとおり決議する。

平成19年3月14日提出。

提出者、下田市議会議員、小林弘次。賛成者、下田市議会議員、沢登英信。

提案理由。違法な行政執行を是正し、市民の基本的な人権を守るため、石井市長の責任を問う決議。

石井市長は、うつぎ原住宅や柳原市営住宅等の市営住宅の下水道への接続が下水道法により義務づけられていることを承知しながら、法違反を繰り返している。直ちにその違反についての責任をとり、是正することを求める。

また、平成13年8月に出された一般廃棄物処分業の許可申請に当たり、決裁をせず、許可を追認し、違法な収集料金を容認している。直ちにその責任をとり、違法な収集料金の是正を求めるものである。

以上、決議する。

平成19年3月14日。静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

○16番（嶋津安則君） 発議第3号 石井市長の責任を問う決議に対し、反対の意見を述べさせていただきます。

まず、うつぎ原市営住宅等の下水道接続につきましては、財源が潤沢であれば、法に基づき接続すべきと思うわけでございますけれども、多くの市民が承知している財政状況から、無理して接続することを望んでいるとは思えないことでございます。これらの未接続を理由に、市民が接続しないとの苦情も聞いていないわけでございます。もっと優先すべきことをしっかりと実施すべきであると思うわけでございます。

一般廃棄物業の許可申請に当たっては、調査報告書により報告されたように、過去のいきさつ、経過があったわけでございます。また、決裁の問題は、今後も引き続き調査をするとの答弁もでございます。料金の相違についても、調査委員会が窓口となって、企業側と互いに

誠意を持って話し合っているとの答弁から、その経過に期待するものでございます。

既に5年半も経過し、2回の更新も得ていることから、このシステムは定着しているわけでございます。追認はやむを得なかったと思うわけでございますが、今後しっかりと協議をし、不明な部分については早い時期に整理をし、報告されたいと思うわけでございます。

これらのことから、市長の問責には値しないものであります。

よって、発議第3号 石井市長の責任を問う決議には反対をいたします。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

○1番（沢登英信君） 環境問題や、暮らしの問題を支えます地方自治法に基づきます行政の仕組み、あるいは下水道への接続につきましては、法律を守るべき立場の市当局が、市長自らが理由をつけて、その法律を守らなくていいと、このような論理はどこにも成り立たないと思うわけでございます。

人によって政治をするのではなく、地方自治法あるいは下水道法、法律に基づいて行政を進めていくことが必要であります。これを理屈をつけて翻していいと、法を破っていいというような仕組みは、どこにもないと思うわけでございます。しかも、市長はその法を承知していながら、自らの特別な理由をつけて、それを守らなくていいんだと、このような立場に立っている限り、この姿勢を改めていただかなければならないと思うわけでございます。

下水の問題だけではなく、むしろうつぎ原やこの柳沢の市営住宅そのものが、人権を無視するような形で長い間そこに住まわせていると。市営住宅の改善については、下水道だけではなく、この議会の中でも指摘をされているところであると思うわけでございます。

さらに、一般廃棄物の許可申請に当たりましては、この議会での指摘だけではなく、自らの調査によって、違法であることを明らかにしているわけです。違法であればそれを直ちに改めるということが、当局に求められている当然の姿勢であります。市民にそれはおわびを申し上げ、その筋道を示すのが、執行者の市長の責任であると思います。

この責任を放棄している限りにおいて、議会はやはり市長の責任を問う決議を、皆さんの賛同をいただかねばならないと思うわけでございます。そうでなければ、何のための議会なのか、何のための法律なのか、そういうことにならざるを得ないと思うわけでございます。

市長の責任をこの議会で、ぜひとも議員の皆さんのご賛同を得て、議会としてきっちり姿勢をたださせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立少数であります。

よって、発議第3号 石井市長の責任を問う決議は否決されました。

○議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時55分散会